

平成 2 8 年 第 5 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 平成 2 8 年 1 2 月 5 日

閉会 平成 2 8 年 1 2 月 8 日



熊本県芦北町議会

平成28年第5回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
12・5	月	本会議（開 会） 会期の決定 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 要請審議 議案審議 （散 会）
6	火	休 会（議事整理）
7	水	休 会（議事整理）
8	木	本会議（開 議） 一般質問 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号(12月5日)	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	5
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	11
第1 会議録署名議員の指名	11
第2 会期の決定について	11
第3 諸報告	11
議長諸般の報告	11
行政報告	11
第4 町長の提案理由説明	11
第5 要請第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の 提出に関する要請について	12
第6 承認第6号 平成28年度芦北町一般会計補正予算(第4号)	13
第7 議案第58号 平成28年度芦北町一般会計補正予算(第5号)	14
第8 議案第59号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	22
第9 議案第60号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第 3号)	23
第10 議案第61号 平成28年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算(第1 号)	24
第11 議案第62号 芦北町人権擁護に関する条例の制定について	25
第12 議案第63号 芦北町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例の制定について	26
(一括議題＝日程第13から日程第16まで)	
第13 議案第64号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	27
第14 議案第65号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	27
第15 議案第66号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関	

	する条例の一部を改正する条例の制定について	27
第16	議案第67号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
第17	議案第68号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
第18	議案第69号 芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について	32
	(一括議題＝日程第19から日程第20まで)	
第19	議案第70号 あらたに生じた土地の確認について	33
第20	議案第71号 字の区域の変更について	33
第21	議案第72号 和解及び損害賠償額の決定について	34
第22	議案第73号 和解及び損害賠償額の決定について	37
	(一括議題＝日程第23から日程第24まで)	
第23	同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ..	38
第24	同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ..	38
	(一括議題＝日程第25から日程第27まで)	
第25	同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	40
第26	同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	40
第27	同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	40
	(一括議題＝日程第28から日程第30まで)	
第28	諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	42
第29	諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	42
第30	諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	42
7	散 会	44

第2号(12月8日)

1	議事日程	47
2	出席議員氏名	47
3	欠席議員氏名	47
4	説明のため出席した者の職氏名	47
5	事務局職員出席者	48
6	開 議	53

第1 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 について	53
第2 議案第74号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第6号）	54
第3 一般質問	55
（1）坂本登議員第1回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	56
○一丸住民生活課長答弁	58
○竹崎町長答弁	58
（2）坂本登議員第2回目一般質問	59
○竹崎町長答弁	59
（3）坂本登議員第3回目一般質問	60
○一丸住民生活課長答弁	61
（4）坂本登議員第4回目一般質問	61
○一丸住民生活課長答弁	62
（5）坂本登議員第5回目一般質問	63
○一丸住民生活課長答弁	63
（6）坂本登議員第6回目一般質問	63
○一丸住民生活課長答弁	64
（7）坂本登議員第7回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	66
（8）坂本登議員第8回目一般質問	66
○櫻井福祉課長答弁	67
（9）坂本登議員第9回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	67
（1）川尻成美議員第1回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	69
○柳田企画財政課長答弁	70
○山元総務課長答弁	70
（2）川尻成美議員第2回目一般質問	70
○竹崎町長答弁	71
○柳田企画財政課長答弁	72
（3）川尻成美議員第3回目一般質問	72
○柳田企画財政課長答弁	72
（4）川尻成美議員第4回目一般質問	73

○竹崎町長答弁	73
○柳田企画財政課長答弁	73
○園川商工観光課長答弁	73
○山元総務課長答弁	74
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	74
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	75
○柳田企画財政課長答弁	76
○竹崎町長答弁	76
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	77
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	77
○山元総務課長答弁	78
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	78
第4 議員派遣の件	78
(一括議題＝第5から第8まで)	
第5 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	79
第6 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	79
第7 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	79
第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	79
7 閉 会	79

平成28年第5回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月5日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定について

第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 4 町長の提案理由説明

第 5 要請第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出に関する要請について

第 6 承認第 6 号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

第 7 議案第58号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

第 8 議案第59号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 9 議案第60号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第10 議案第61号 平成28年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第62号 芦北町人権擁護に関する条例の制定について

第12 議案第63号 芦北町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

（一括議題＝第13から第16まで）

第13 議案第64号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第65号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第66号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第67号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

第17 議案第68号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第69号 芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について
(一括議題＝第19から第20まで)

第19 議案第70号 あらたに生じた土地の確認について

第20 議案第71号 字の区域の変更について

第21 議案第72号 和解及び損害賠償額の決定について

第22 議案第73号 和解及び損害賠償額の決定について

(一括議題＝日程第23から日程第24まで)

第23 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第24 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(一括議題＝第25から第27まで)

第25 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第26 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第27 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(一括議題＝第28から第30まで)

第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第29 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第30 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(散 会)

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 藤 井 公 明 君

15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	山 元 信 作 君	企画財政課長	柳 田 豊 彦 君
税 務 課 長	楠 原 清 照 君	住民生活課長	一 丸 喜八郎 君
福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君	農林水産課長	藤 井 哲 郎 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	下 田 研 君
上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	宮 石 幸 人 君	教 育 課 長	長 船 正 純 君
生涯学習課長	宮 下 祐 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	佐 竹 貴 幸 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成28年10月11日（火）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 水俣芦北広域行政事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について外1件
- 3 熊本県町村議会議長会（議員研修会）
期 日 平成28年10月13日（木）
場 所 菊陽町 図書館ホール
講 演 演題 「地方議会の課題と活性化策」
講師 読売新聞東京本社編集局企画委員 青山彰久 氏
- 4 南九州西回り自動車道建設促進期成会要望活動
期 日 平成28年10月25日（火）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 5 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成28年10月31日（月）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 6 地方議会活性化シンポジウム2016
期 日 平成28年11月7日（月）
場 所 虎ノ門ヒルズフォーラム
テ ー マ 「18歳選挙権を契機に、地方議会はいかに変わるか」
- 7 町村議会議長全国大会
期 日 平成28年11月9日（水）
場 所 NHKホール
議 事 要望、決議、特別決議、実行運動方法協議
特別講演 講演 「究極のチームワーク・リーダーシップ」

講師 シンクロスイマー／教育コメンテーター 武田美保 氏

- 8 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現に関する後期要望活動

期 日 平成28年11月9日(水)～10日(木)

場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館(東京都)

- 9 南九州西回り自動車道建設促進大会・中央要望

期 日 平成28年11月17日(木)

場 所 ホテル グランドアーク半蔵門(東京都)

平成28年12月5日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第35号
平成28年11月7日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成28年10月31日

3 検査実施日

平成28年11月 7日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,050,682,100 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,718,546,040 円
	歳入歳出外現金	38,422,485 円
	計	6,807,650,625 円
水道事業会計		296,399,091 円

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 菊陽町図書館ホール
- (3) 期 間 平成28年10月13日（木）
- (4) 派遣議員 議員14名
- (5) 内 容 演題 「地方議会の課題と活性化策」
講師 読売新聞東京本社編集局企画委員
青山彰久 氏

2 総務常任委員会研修

- (1) 目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
- (2) 派遣場所 石川県加賀市・大阪府八尾市
- (3) 期 間 平成28年10月25日（火）から27日（木）
- (4) 派遣議員 総務常任委員会委員5名
- (5) 内 容 ・議会の防災に関する取組について
・災害時の情報管理について

3 建設経済常任委員会研修

- (1) 目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
- (2) 派遣場所 宮城県東松島市・仙台市
- (3) 期 間 平成28年11月7日（月）から9日（水）
- (4) 派遣議員 建設経済常任委員会委員4名
- (5) 内 容 ・カキ稚貝生産及び養殖について
・津波被災農業施設復旧について
・柑橘市場の状況について

4 文教厚生常任委員会研修

- (1) 目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
- (2) 派遣場所 島根県邑南町
- (3) 期 間 平成28年11月8日（火）から10日（木）
- (4) 派遣議員 文教厚生常任委員会委員4名
- (5) 内 容 ・日本一の子育て村構想について

5 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- (1) 目 的 議会広報活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 菊陽町図書館ホール
- (3) 期 間 平成28年11月14日（月）
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員3名
- (5) 内 容 演題 議会広報クリニック「優秀作に学ぶ」
講師 熊本日日新聞社N I E 専門委員・熊本大学教員教授
越地真一郎 氏

平成28年12月5日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成28年第5回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番 川尻君及び13番 藤井君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月8日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走のお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございました。

さて、本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げます。

まず、平成２８年度芦北町一般会計補正予算に係る専決処分の承認１件、平成２８年度芦北町一般会計補正予算（第５号）及び特別会計に係る補正予算３件を提案しております。また、芦北町人権擁護に関する条例及び芦北町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の新規条例２件、並びに芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外４件の条例改正、芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定、あらたに生じた土地の確認、字の区域の変更各１件、更に和解及び損害賠償額の決定に係る２件の議案を含め、合計１７議案と人事案件８件を提案しております。

なお、芦北町名誉町民 故坂本榮吉氏の御逝去に伴い、芦北町名誉町民条例に基づく弔慰金に係る補正予算を本定例会最終日に追加提案させていただきます。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第５ 要請第２号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出に関する要請について

○議長（寺本修一君） 日程第５、要請第２号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出に関する要請について」を議題とします。

お諮りします。要請第２号については、会議規則第９０条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第２号は委員会付託を省略することに決定しました。

要請第２号の内容については、お手元に配付しております写しのとおりです。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから要請第２号を採決します。

お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第２号は採択することに決定しました。

—————○—————

第６ 承認第６号 専決処分の承認を求めることについて

平成２８年度芦北町一般会計補正予算（第４号）

○議長（寺本修一君） 日程第６、承認第６号「平成２８年度芦北町一般会計補正予算（第４号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

それでは、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、平成２８年度一般会計の補正予算（第４号）を１０月１２日付けで専決処分いたしました。これは本来ならば２日に開催された臨時会において報告し、承認を求めるべきところでございますが、議会の御判断をいただきましたので、本日の会議において報告をし、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、１０月８日に発生した大雨災害によって、農地等に被害が出ましたので、急のため測量設計等に要する費用の補正をいたしました。なお、災害査定を年内に受けることとなりますので、早急に着手する必要があるため専決処分したものでございます。

歳入歳出予算の総額に１６０万８,０００円を追加し、総額を９９億４,３９０万２,０００円といたしました。

事項別明細書によりまして、歳出から説明いたしますので、７ページをご覧ください。１０款災害復旧費の農地災害復旧費は、補助災害復旧申請のための２箇所の業務設計委託料４８万３,０００円と、農業用施設災害復旧費は農道２箇所の測量設計業務委託料１１２万５,０００円であります。以上が歳出です。

次は歳入を申し上げます。６ページにありますとおり、補正額全額を前年度の繰越金で充てております。

最後に専決日について説明いたしますが、１０月８日に大雨が発生し、直後に調査を開始いたしましたが、被害の全体を把握するため３日ほど時間を要したため、１０月１２日を専決日としたものでございます。

以上で報告を終わります。承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

-----○-----

第7 議案第58号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（寺本修一君） 日程第7、議案第58号「平成28年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、議案第58号、平成28年度一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに1億7,110万6,000円を追加し、予算の総額を101億1,500万8,000円とするものです。併せて、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正もそれぞれ行っております。

まず、歳入歳出補正の内容を歳出側から説明をいたします。人件費の補正といたしまして、本年度の人事院勧告に基づき、給与改定を実施する費用として、給料、職員手当等、共済費の合計で366万9,000円を追加しております。なお、期末手当0.1か月分増、給与平均の改定率0.5%となっております。各課において人件費の補正をしておりますが、この後は人件費を除いて説明をいたしますので、飛び飛びになることをお許しいただきたいと思います。

13ページをお開きください。まず、1款議会費におきましては、議員の期末手当を職員同様0.1か月分引き上げるため、48万2,000円を追加しております。

次は、14ページの2款総務費、5目の財産管理費の財源組替えをいたしておりますが、これは後ほど農林水産業費の中で触れたいと思いますので、飛ばします。

次は、3目の企画費です。報償費に800万円を追加しておりますが、ふるさと寄附金が当初予算見込みよりも2,000万円程度多く見込めることから、その返戻品の費用を計上いたしました。役務費と使用料の追加につきましても寄附金の増加に伴って生じる費用であります。26節の寄附金120万円は、そのふるさと寄附金の中からカンボジア学校建設募金を行っております芦北町国際交流協会に寄附を行う費用であります。

次に、15ページ、高速交通対策費です。7万6,000円を追加しておりますが、町内の交通空白地帯に対する公共交通の在り方を検討いたします地域公共交通会議を発足させるための費用を計上しております。

16ページをお開きください。社会福祉総務費の9,480万4,000円の補正は、職員給料、手当、共済費を除きまして、1節の報酬132万円から、19負担金補助8,385万円までは、消費税引き上げに対応する臨時社会福祉給付金の費用であります。今回は対象が1人当たり1万5,000円の支給で、支給開始が来年4月以降となりますことから、事業を繰り越すことになります。28節の繰出金193万円は、人件費補正に伴います国保会計への繰出金です。2目障がい者福祉費の4万5,000円は、全国的に行われる調査において、伏木氏地区が調査対象に指定をされたため、計上したものであります。4目高齢者福祉費の276万7,000円のうち、115万9,000円につきましては、1億総活躍関連の補助金でありまして、町内の福祉施設等が行う機材の導入補助金であります。160万8,000円につきましては、人件費の補正等に要する介護保険会計への繰出金です。次は、児童福祉総務費になります。最下段にあります3,000円、これは前年度事業の精算償還金であります。

次のページをお願いします。児童措置費の委託料1,167万5,000円は、公定価格等の改正に伴います私立保育園に対する委託料の追加であります。扶助費の116万5,000円につきましては、児童手当に不足が生じる見込みとなったためであります。

次は19ページ、5款の農業振興費になります。310万5,000円は、果樹給水施設の修繕71万9,000円、青年就農給付金1名分75万円を追加するもの、農業機械導入補助金113万6,000円、農地の貸付解除によりまして、農地中間管理機構へ交付金50万円を返還するものなどであります。農道施設事業費の53万円は、広域農道宮浦トンネルの水漏れ処理工事を熊本県が行うことになったため、これに対する負担金で事業費の10%分であります。

20ページになります。中山間地域等直接支払事業費の407万1,000円は、協定集落が新たに5集落増加したことによるものであります。次は、林業振興費のうち委託料3,245万7,000円の減額は、当初予定をしておりました町有林の間伐等施業におきまして、国庫補助金の取扱いの無効によりまして補助金補助対象外とされたため、予定どおりに事業を実施した場合、大幅な赤字が見込まれることが判明したため、事業を休止するというにいたしましたものであります。なお、先ほど総務費の財源組替でありますけれども、この事業で生じた木材売払収入を町有林管理事業に充てる予定にしておりましたので、特定財源を一般財源に組替えたということであります。次に、19節補助金2,700万円は、町内の製材業者が新たな製材機械を導入するための補助金であります。

次は、21ページ、6款商工費です。3目観光費の繰出金5万8,000円につ

きましては、職員費の改定に伴う温泉特別会計への繰出金、4目芦北海岸公園費の173万円1,000円は、遊具事故に伴います賠償金であります。

次は22ページ、7款土木費であります。道路維持費100万円につきましては、本年度の大雨被害等での対応が多くなり、今後の修繕料が不足する見込みとなったためであります。

次は23ページです。河川改良費の2,500万円の財源組替えは、交付税措置が有利な災害復旧債を増額するため、河川債の起債予定額を減額して調整を行ったということであります。水防対策費の298万2,000円につきましては、高潮の発生時に浸水が見られた地区におきまして、排水対策を実施する費用を計上しました。砂防費の350万円は、県営急傾斜地崩壊対策事業の費用が変更となったため、これに見合う負担金を増額したものです。港湾管理費の600万円についても、熊本県が行う事業に対する負担金の増額です。

24ページをお願いします。住宅管理費の332万2,000円は、湯南団地で発生した事故の賠償金であります。

次が27ページの災害復旧費になります。農地災害復旧費312万円は、10月豪雨で被災をいたしました水田2箇所の補助災害復旧費と、水田1箇所の小災害復旧補助金です。農業用施設災害復旧費410万円は、農道2箇所の補助災害復旧費です。林道施設災害復旧費2,718万5,000円は、林道榎川内線の補助災害復旧費であります。

最後に、公債費の元金10万6,000円の追加と、利子362万円の減額は、平成18年度に起債をいたしました臨時財政対策債などが10年目の利率見直しで、想定以上に下がったために修正をしたものであります。元利均等償還払いのため、利子下がれば元金上がるということになります。以上が歳出です。

次は歳入を説明いたしますので、10ページにお戻りいただきたいと存じます。分担金の土木費分担金17万5,000円、災害復旧費分担金55万7,000円は、それぞれ急傾斜地崩壊対策事業と農業災害復旧事業の受益者分担金です。民生費負担金は、国の制度改正による保育所利用者負担金の減額であります。民生費国庫負担金901万6,000円は、法定価格等の改正により保育園の給付費が追加になったことと、児童手当が増加したことによるものです。民生費国庫補助金8,906万5,000円のうち、地域介護福祉空間整備等施設交付金115万9,000円は、福祉施設が行います機材の導入に対するもの、臨時福祉給付金関係は対象者1人当たり1万5,000円を支給する費用と、その事務費分の補助金であります。その次の22万3,000円につきましては、介護保険システムの改修に対する補助金で、介護会計へ繰り出す財源であります。民生費県負担金431万4,000

円は、保育所運営費と児童手当の財源です。

次は11ページです。農林水産業費県補助金1,544万円は、協定集落が増加したことによる中山間地域等支払交付金の追加、青年就農者が1名増えたことによる給付金の追加、攻めの園芸生産に対する補助金は県の追加内示があったことによるものです。また、森林環境保全整備事業補助金の1,585万8,000円の減額は、町有林の施業を休止したことによるもの、林業木材生産性強化対策事業補助金2,700万円は、町内製材業者の製材機械導入に関する補助金であります。災害復旧費補助金の1,944万2,000円は、農業用施設、林業用施設、農地、それぞれの災害復旧に関する補助金を計上したものです。民生費委託金の4万5,000円は、国が一斉に行います全国在宅障がい児・者等実態調査のための委託金で、芦北町は伏木氏地区が調査対象地区に指定されております。不動産売払収入1,916万9,000円の減額は、先ほど申しあげました町有林の施業を休止したことによるものです。寄附金の2,000万円の追加は、ふるさと寄附金が当初見込みを上回ることが確実な状況となったことから追加をいたしました。

次は12ページです。まず、繰越金の説明をいたしたいと思います。雑入555万3,000円は、既に交付されております農地の経営転換協力金について、その対象農地の契約を解除したため、農業者からの返還50万円と、海浜公園と町営住宅における事故の損害賠償保険金505万3,000円です。町債については、交付税措置が優遇されます災害復旧債を優先して起債をするため、河川債を2,500万円減額し、災害復旧債を1,220万円追加しております。

以上申しあげました特定財源の合計が1億2,307万7,000円でありまして、歳出との差額4,802万9,000円を18款の前年度繰越金に充てるという財源構成にいたしました。以上が歳入歳出の説明となります。

続いて、繰越明許費の補正を申し上げたいと思います。5ページに記載をしておりますが、臨時福祉給付金事業が来年4月以降に給付が始まる予定であること、林道施設災害復旧事業は適正工期を検討したところ、来年7月頃の完成見込みであることから、繰り越しの措置をお願いするものであります。

次は6ページになりますが、債務負担行為の補正です。来年度からオープン予定の水産物直売所は指定管理者による運営を予定をしておりますが、施設の維持管理に要する費用を負担するものであります。期間は29年度1年限り、限度額は250万円以内としております。

最後に、地方債の補正を申し上げます。7ページをご覧ください。新たに追加するものが農林水産施設災害復旧事業債で1,220万円、既定の額を廃止するものが河川整備事業債2,500万円です。利率や償還方法は表に記載のとおりであり

ます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。寺本君。

○4番（寺本順一君） ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。今年度より返戻品を実施したことによりまして、寄附の額も大幅に増えたようでございます。1点目は、今年度3月までの見込みはどのくらいなのか。2点目が、返戻品の寄附金に対する割合は概ねどのくらいなのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） ふるさと納税寄附金の今年度の見込みでありますけれども、11月末日で申し込みの金額が4,730万円ほどあっておりますので、この予算では約、当初予算が4,000万円見込んでおりましたが、6,000万円はいくんではないだろうかということで、6,000万円で構成をしております。寄附に対します返戻品の割合についてであります。これは送料も含めて4割以内、1万円の寄附があったら、送料も含めて4,000円の品物をお返しするというようなことで位置づけております。なお、返戻品につきましては、現在のところ、119品目を上げておるところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺本君。

○4番（寺本順一君） 今年度末には6,000万円までの予想が考えられておられようでございますけれども、寄附金の返戻品をすることによりまして、かなり実績が上がってきているようでございます。今後、担当課の御努力を期待するところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 今のふるさと納税のほうに関連しますが、1点は寄附が今回、寄附金をカンボジア建設に充てておられますけれども、そのほかですね、大幅にアップするんですけれども、どういう使途に使う考えなのかというのが1点です。そして、今回、全員協議会で説明を受けましたけれども、損害賠償の件が和解されまして、2件発生しておりますので、その原資といいますか、保険料はどういう保険を立ててあって、それから来るわけですが、そういう内容をちょっと詳しく御説明いただければ、今度どういう事故があったときに、こういう事例だけじゃなくて、ほかにその保険が使われる使途等も含めてお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） ふるさと寄附金の使途につきましては、まずカンボジア学校の寄附につきましては、ポータルサイトを見ていただくと分かると思うので

すけれども、カンボジア学校建設に賛同をするという方がチェックを入れられると、その中から1件500円をカンボジアのほうに寄附をするということで、それでだいたい今のところ120万円ぐらい見込んでいるということです。そのほかにつきましても、ポータルサイトで子どものために使うとか、教育に使うとかというようなことを明記しておりますので、そのような事業の財源に組み入れていきたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 損害賠償についてお答えいたします。総合損害賠償保険制度は、町村の所有、使用、管理する公共施設の瑕疵及び町村の業務遂行上の過失に起因して、法律上の損害賠償責任が生じた場合の損害を総合的に補填する制度でございます。昭和19年度に発足されております。この掛金といたしまして、町民1人当たり87.2円を掛けておりまして、28年度は161万3,200円を支払っているところでございます。この保険で得られる内容としましては、身体の賠償額2億円、財物賠償2,000万円となっているところでございます。保険の名称は、全国町村会総合賠償補償保険となっております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この保険で、例えば車が、災害といいますか、走っていて落石したとか、そういうときとかの損害とかも含まれるんですか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 過去にも、この賠償がございまして、御立岬公園でも大雨による土砂崩れが発生して、下のほうの樹園地に被害を与えた。これも町の責任があった部分がございまして、これにも支払われております。こういったケースでも町の、さっきありました特に瑕疵とか管理で過失がある場合は支払われることになっております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこで、町長にお尋ねしますが、瑕疵があるということであれば、当然、監理責任とか、そういうのが発生したというふうに思いますが、その点、今回の事故はどうも私、町営住宅においての問題は、あまり納得がいけないような感じもするわけですが、自損のほうが大きいんじゃないかなという、私は懸念を持っているんですが、過失という形ですね、保険で払われるんですけれども、どこまでがどういう責任なのかなというふうに非常に。ゾーブの場合は、ちゃんとベルトが締まってなかったとか、それを締めてやる担当者の不備もあったということは認められるんですけれども、町長、どんな思いがありますかね。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御発言のとおりでございまして、非常に難しい部分がございます。そこはまあ当事者間で話をしながら進めていくわけですが、担当課長が詳しく、そういうところは交渉等にも上がっておりますので、検討も含めまして御答弁させていただきます。

○議長（寺本修一君） 下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） ただいまの御質問でございしますが、湯南団地におきましては、昭和55年から62年度にかけて建設した物件でございます。すなわち建設から36年から29年経過しているということもございまして、通常でございますと、外壁とか屋根につきましては、症状が出ているわけですが、ドアノブ等につきましては、その不具合があった度に修繕等を行うということになっておりますので、今回はあくまでも経年劣化による事故ということで、町村会のほうの弁護士の判断がございましたので、監理責任があるという判断をいたしたところでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 高速交通対策費のところ、公共交通のないところという会議とか何かあったんですけど、どこを対象にしていращやるのか、会議が何回ぐらいあったのか、どのへんまで進展しているのか、もっと詳しく教えてください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 今、予算のほうをお願いしとるところでありますから、会議はこれからですね。それと、地域公共交通会議につきましては、先の3月の一般質問でありましたようなことも含めて、各地域の公共交通が通っていないところについてどうするかということを協議する場になりますので、これからということですね。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 債務負担行為についてよろしくお願ひします。250万円の予算計上されておりますが、いわゆる予算の先取りでございしますので、もともとの直売施設につきましては、後ほど追加の議案もありますが、直売所建設にあたっては所管の委員会でございしますので、漁協の経営の一端になればという発想の下で進められてきましたが、今回、漁協の経営からですね、出ているというような話を聞いています。今回の債務負担行為につきましては、この運営母体がどのような形態なのか、あるいはこの委託料、250万円でございますけれども、設定した根拠があると思いますが、これをお聞かせいただきたいと思います。できれば、その推移も分かればですね、お願いをいたしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 藤井農林水産課長。

○農林水産課長（藤井哲郎君） 御質問の件でございますけれども、この直売施設につきましてはですね、後ほど議案の第69号です、指定管理者ということで関連いたしますけれども、この施設につきましては平成25年度から操業をスタートさせております。これまで25年、26年、いろんな協議を踏まえまして、あるいは基本メニューの試作会等も実施しておりましたが、平成27年9月の漁協の理事会におきまして、直売所には関わらないと、こういうことが決定されております。それから方向転換をいたしまして、漁協に携わってまいりました婦人部の方々、こちらのほうの方々にアンケートを実施いたしまして、やるということで今日まで進めております。漁協につきましては、今後この直売所も踏まえましてですね、いろんな携わりはもっていききたいと、このように思っております。

それから、委託料の250万円につきましては、公の施設の管理の適正を期するために、必要最低限でございますけれども、インターネット上のウェブシステムや電話料、それから生産物賠償責任保険、火災保険等、それから消防設備点検、環境衛生管理業務、機械メンテナンス等の保守修繕料、合わせまして本施設の光熱水費、こちらを合わせて計上いたしまして250万円といたしているところでございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。草野君。

○7番（草野安道君） 1点お尋ねします。11ページの民生費の委託金ですけれども、これは金額は委託金ですので別に構わないんですが、内容はですね、全国在宅障がい児者等調査委託金、内容はちょっとどんな調査内容か、具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 全国在宅障がい児者等実態調査につきましては、これは障がい者施設の推進に向けた検討の基礎資料とするために、5年ごとに調査を行っておるところでございます。これにつきましては、今回につきましては、平成28年12月1日現在を調査時といたしまして、調査が行われます。今回は、芦北町の伏木氏地区が該当ということで、これは県のほうから指定をしまして行うわけでございます。今回は伏木氏地区が該当したということでございまして、調査の方法といたしましては、調査員が調査区内の世帯を全戸訪問する、そしてどういったことが実際、障がい者の方がいらっしゃるのかどうなのか、暮らしぶりはどうなのか、そういったことについてお尋ねをして調査を行うという調査でございます。以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第５８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第８ 議案第５９号 平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（寺本修一君） 日程第８、議案第５９号「平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

議案第５９号、平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ２,３３５万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３６億８,５７４万５,０００円とするものです。

歳出から御説明いたします。予算書の７ページをお願いいたします。款１総務管理費、項１総務管理費、目１一般管理費の２１７万１,０００円は、職員の人事異動及び給与改定に伴います補正でございます。目２連合会負担金の１０万９,０００円は、県国民健康保険団体連合会システム開発に伴います負担金でございます。次の項２徴税費、目１賦課徴収費の２４万１,０００円の減額は、職員の人事異動及び給与改定に伴います減額補正でございます。

予算書８ページをお願いいたします。款１２諸支出金、目５償還金の２,１３１万７,０００円は、特定健診保健指導負担金及び療養給付費等負担金の平成２７年度の実績に伴います国及び県への精算償還金でございます。

次に、歳入につきましては、６ページをお願いします。款９繰入金の１９３万円は、職員の人事異動及び給与改定に伴います職員給与費等に対する一般会計繰入金でございます。款１０繰越金、その他繰越金２,１４２万６,０００円は、前年度繰越金を補正財源とするものです。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の９ページから１０ページの明細書のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第9 議案第60号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第60号「平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第60号、平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ190万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億993万1,000円とするものです。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。款1総務費、目1一般管理費の補正額160万8,000円のうち、節1報酬及び節11需用費、節12役務費は、第7期介護保険事業計画の策定に向けた実態調査経費で、合わせて57万2,000円を計上しております。節2給与費、節3職員手当等、節4共済費の合わせて58万8,000円は、職員の給与改定に伴います補正です。節13委託料の44万8,000円は、介護保険料算定方法の改正に係る介護保険システムの改修費でございます。款2保険給付費の29万7,000円は、介護予防福祉用具購入費負担金の実績見込みによる増額補正です。

次に、歳入につきましては6ページをお願いします。款6繰入金、目4その他の一般会計繰入金160万8,000円は、給与改定に伴います職員給与費等繰入金58万8,000円と、在宅介護実態調査及び介護保険システム改修に伴います事務費繰入金102万円です。款7繰越金の29万7,000円は、前年度繰越金を

補正財源とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の８ページから１０ページの明細書のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第６０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１０ 議案第６１号 平成２８年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（寺本修一君） 日程第１０、議案第６１号「平成２８年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

議案第６１号、平成２８年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ５万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９,３０５万８,０００円とするものでございます。

今回の補正は、給与改定などに伴う人件費の補正であり、財源につきましては一般会計から繰り入れるものでございます。

詳細につきましては、予算書６ページから７ページに記載のとおりでございます。

なお、給与費の内容につきましては、９ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第11 議案第62号 芦北町人権擁護に関する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第62号「芦北町人権擁護に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第62号、芦北町人権擁護に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、人権に関する町の基本条例として制定するものです。人権に関しては、日本国憲法をはじめ、各種法律等により規定されており、また各種計画において教育や啓発の方向性が示され、さまざまな取り組みを行っているところです。

今般、人権に関する町の基本的な姿勢等を明らかにするため、また近隣市町の制定状況、熊本県からの要請等も鑑みて制定するものです。

第1条は条例の目的を規定しています。第2条は町の責務、第3条は町民の責務を規定しています。第4条、第5条では、町の施策の推進、教育及び啓発活動の充実について規定し、第6条ではそのための推進体制の充実について規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

**第 1 2 議案第 6 3 号 芦北町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
に関する条例の制定について**

○議長（寺本修一君） 日程第 1 2、議案第 6 3 号「芦北町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。告畑農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（告畑一彦君） 議案第 6 3 号、芦北町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の制定は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の議員の定数基準が改正され、併せて農地利用最適化推進委員が新設されたため、新たに条例を制定するものです。

制定の内容といたしまして、農業委員の定数については、農業委員会等に関する法律施行令第 5 条の議員の定数基準を基に算出すると最大 1 9 人となりますが、法改正の趣旨が現行の議員の定数の半数程度とするものであるため、組織運営等に支障がないよう 1 1 人とするものです。

また、農地利用最適化推進委員の定数については、農業委員会等に関する法律施行令第 8 条の基準を基に算出すると最大 2 2 人となりますが、現在の農業委員の地区割りを基に定数を 1 5 人とするものです。

なお、改正後の農業委員及び農地利用最適化推進委員の合計人数は、現行の農業委員の定数 2 6 人と変更ありません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとし、経過措置といたしまして現在の農業委員の任期の有する期間は廃止前の条例が効力を有することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

これで説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第13 議案第64号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第65号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第66号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第67号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第13、議案第64号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第16、議案第67号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により、一括議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第64号から議案第67号までは、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連する改正となりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第64号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与を0.2%増、ボーナスを0.1月増とする給与改定を平成28年4月1日に遡及して適用するものです。

また、附則として平成28年12月に支給する勤勉手当の成績率を100分の90とする特別措置を規定しております。

議案第65号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第67号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与改定の例により、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当について0.1月の増額改定を行うものです。

附則として、平成28年12月に支給する期末手当の支給率を100分の172.5とする特別措置を規定しております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。寺本君。

○4番（寺本順一君） 職員の給与のことについてお尋ねしたいと思います。給与の水準を示すラスパイレスですかね、指数というものがございすけれども、一応レスパイレスの指数がどのくらいなのか、県下31ある市町村の中でどの位置にあるのか、この2点をお聞きいたします。

○議長（寺本修一君） しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 会議を再開します。

ただいま資料を請求しておりますが、しばらく時間がかかるようですので、11時10分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 御説明申し上げます。

ラスパイレスは94.1でございまして、高い順から36番目となっております。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 私は、先ほど議長から御指摘がありましたように、市町村の数が31と言いましたけれども、町村が31でございまして、順番がちょっとおかしいんじゃないかと思っておりますけれども。

○議長（寺本修一君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 13 分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 会議を再開します。

山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 申し訳ありません。

町村でいきますと、31 町村中 22 番目でございます。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4 番（寺本順一君） ラスパイレス指数が 94.1%、町村の順位といたしまして 31 町村の中で 22 位ということで、関連しておりますが、ここで町長に一言お聞きしたいと思います。町長の給与は、報酬は県下どれぐらい。御存じであるかないかは知りませんが、県下 31 町村の中で上位クラスでございます。これは昨年の実績でございます。町長は上位クラス、職員は下位のほうというようなことになるわけでございますが、このことについて町長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 町長報酬につきましては、特別報酬審議会に委ねてありまして、その後、議会に提出をいただくものでございますので、私はコメントする立場にございません。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4 番（寺本順一君） 報酬審議会のほうで一応決めるというようなことでございますが、当然、条例の中にそういう形で謳ってございます。その資料を作るのは、結局職員、あるいは町長も混じったところでそういう資料を作って審議会の中に出すのだろーと思います。ということであれば、やはり町の職員の方々もこの実態というのを知った上で報酬審議会にそれなりの資料を提出するべきではないかと思います。これまで審議会の中で、総務課長にお伺いしますが、町長の給与は、報酬は県下上位クラスですよというような資料を出された経緯があるのか、そこらをお伺いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 今回の町長につきましては、期末手当のみをしておりますので、報酬審議会には諮っております。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから日程第 13、議案第 64 号から日程第 16、議案第 67 号までを順次討論を行い、採決します。

日程第 13、議案第 64 号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 64 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決しました。

これから日程第 14、議案第 65 号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 65 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決しました。

これから日程第 15、議案第 66 号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決しました。

これから日程第 16、議案第 67 号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第17 議案第68号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第17、議案第68号「芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。告畑農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（告畑一彦君） 議案第68号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い改正するもので、主な内容といたしましては、農地利用最適化推進委員が新設されること、またこの改正に合わせて農業委員の活動が幅広くなることから報酬を見直すものです。

今回の法改正により、これまで任意業務であった担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等が必須業務となり、活動日数が増加する見込みであることから、報酬の基本給を改めるものです。

また、農業委員会の成果実績及び活動実績により、国から交付金が交付され、この交付金は農業委員及び農地利用最適化推進委員に能率給として支払う必要があることから、能率給の項目を加えるものです。

附則といたしまして、この条例は平成29年7月20日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第18 議案第69号 芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第18、議案第69号「芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

議案の説明の前に、指定管理者の選定の件について、総務課長から説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第69号、芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定に係る議案につきまして、その選定の経緯等について御説明申し上げます。

今回の選定につきましては、平成28年11月11日に指定管理候補者選定委員会を開催し、管理運営等について総合的に勘案し、候補者を決定したものでございます。

指定管理候補者の株式会社葦彩は、芦北町漁業協同組合の組合員の婦人3名から成る団体で、協議を開始した平成25年度の当初から打ち合わせに参加しており、本年度、新メニューの試作等に積極的に取り組んでいます。さらに、先月、町長に対し、直売施設の指定管理者への要望書が提出され、漁業の振興、計石地区をはじめ、芦北町全体の活性化のため、指定管理者を希望する姿勢を明確に示されています。

このようなことから、今回の指定管理者の指定につきましては、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できるものとして、公募によらない選定を行ったものです。

指定の期間につきましては、ほかの指定管理施設との足並みを揃えるため、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、議案について説明を求めます。藤井農林水産課長。

○農林水産課長（藤井哲郎君） それでは、議案第69号、芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称 芦北町水産物直売施設

指定管理者 住 所 熊本県葦北郡芦北町大字計石 1 9 5 番地 1

名 称 株式会社 葦彩

代表者 代表取締役 遠 山 菊 江

指定の期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 9 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 1 9 議案第 7 0 号 あらたに生じた土地の確認について

第 2 0 議案第 7 1 号 字の区域の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第 1 9、議案第 7 0 号「あらたに生じた土地の確認について」と日程第 2 0、議案第 7 1 号「字の区域の変更について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 3 6 条の規定により、一括議題とします。

本案について説明を求めます。下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 議案第 7 0 号、あらたに生じた土地の確認について及び議案第 7 1 号、字の区域の変更について御説明申し上げます。

添付しております位置図及び埋立位置詳細図を御参照ください。

この土地は、熊本県が施工した県道水俣田浦線福浦工区の道路改良工事に係る公有水面の埋立によって、字塘田から字宮丸までの約 2 4 5 m 区間の埋立地でございます。

この区間につきましては、平成 2 6 年 3 月に埋立免許が取得され、平成 2 7 年 3 月に埋立工事が完了しております。熊本県において、平成 2 8 年 1 1 月に公有水面埋立竣工認可が正式に許可されたことに伴い、今回あらたに生じた土地として確認

するものです。

あらたに生じた土地の面積は3,307.00㎡です。

また、あらたな土地が生じたことによる字の区域の変更につきましては、本区域は大字女島の二つの字にまたがっておりますので、議案第71号に示しておりますとおり、字塘田に2,793.03㎡、字宮丸に513.97㎡を編入するものです。

提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第19、議案第70号と日程第20、議案第71号を順次討論を行い、採決します。

日程第19、議案第70号、あらたに生じた土地の確認について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

これから日程第20、議案第71号、字の区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第21 議案第72号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第21、議案第72号「和解及び損害賠償額の決定について

て」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第72号、和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

平成27年10月18日、芦北海浜総合公園において発生した遊具（ゾーブ）の事故に関し、次の者と芦北町との間に、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものです。

本事故は、国家賠償法第1条第1項の規定により、町に損害賠償責任が生じることから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について議会の議決を求めるものであります。

和解の相手方、熊本市北区龍田町弓削1024番地2、田代和己さんです。損害賠償の額173万342円、和解事項といたしまして、当事者双方は今後、本件に関して一切の異議及び請求の申立をしないこととしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） これは全員協議会で説明を聞きましたけれども、町長にお尋ねしますが、これは去年の10月の18日発生しています。私たち所管であります、次の73号もそうありますけれども、これが決まった後に全員協議会が開かれたわけでありまして、非常に私、遺憾に思ったわけであります。この間、今年は3月定例会もありまして、委員会の審査もずっとあるわけですが、その期間になぜ報告がなされなかったのか、こういうのがありましたというぐらひは、こういう状況ですというのは当たり前のことじゃないかと私は思いまして、同僚の委員の皆さんにも話したことでありますが、それはもう今日になりましたので、これは言いませんが、町長はいつ聞かれて、どういう指示を出されたのかということをやっとお尋ねしますけれども。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 年間、軽微な負傷事故を含めまして、ある程度あるわけですが、事故発生して直後に報告がございます。そして、今日お諮りする分につきましては、相当時間を要する案件でありました。因果関係とか、あるいは当事者にもう幾度となく足を運んでお見舞いもいたしましたし、御意向もお聞きして、それを進めるうちに時間が経過するわけですが、これは決して遅れたとは思っておりません。担当課もですね、誠意をもってずっと対応してまいりました。弁護士が必要

な場合は弁護士とも協議をいたすわけでありまして、この時間の遅れにつきましては、この当事者も異議を申しておられるわけではございませんが、いつ議会に報告するかということにつきましてはですね、今後検討してまいりたいと思いますけれども、日々刻々変化していく中でございますので、昨日報告したことと今日はですね、また相手さんがあることですので、また変わってくるわけでございますので、そこがケガの症状も固定症状といいますか、安定した中で本格的に交渉を進めるわけでございますので、その負傷の具合等におきましても報告の期間にやはり調整がいるということでございますので、今回のことにつきましてはそのような事例でございましたので御了承いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） もう起きてから和解するまで時間がかかるのは当然だと思うんですけども、やはりそれなりの議会に報告は今後努めてやってもらえるように、議長からも要請をいただきたいというふうに思います。

そこでですけども、起きて、やはり監理責任が問われるわけですけども、課長にお聞きしますが、どういう事故が起こらないための方策を即時、指示されたのかお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えをいたします。

事故後の対応といたしまして、遊戯前に利用者の方に同意書を徴収するということをいたすようにしております。それと、公園内におきましても、事故対応、それと事故発生後のマニュアルにつきまして、見直しを一応行っているところであります。

それと、私、課長としまして、この事故後に不定期に職員の方の朝礼を実施をするようにしておりますし、従来まで行ってきた現地への確認、現場の運営状況の確認ということを今後密にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第22 議案第73号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第22、議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 議案第73号、和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

平成27年6月12日、町営住宅湯南団地浴室で、ドアノブの不具合により発生した事故に関し、次の者と芦北町との間に、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものです。

本事故は、国家賠償法第2条第1項の規定により、住宅の管理者である町に損害賠償責任が生じることから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について議会の議決を求めるものです。

和解の相手方、芦北町大字湯浦600番地、平田啓剛。損害賠償の額332万1,805円。和解事項といたしまして、当事者双方は、今後、本件に関して一切の異議及び請求の申立をしないこととしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君）　ここで、澁谷教育委員会委員長の退席をお願いいたします。

〔澁谷教育委員会委員長　退席〕

○議長（寺本修一君）　ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（寺本修一君）　配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君）　配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第 2 3　同意第 2 号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 2 4　同意第 3 号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君）　日程第 2 3、同意第 2 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」と日程第 2 4、同意第 3 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 3 6 条の規定により、一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君）　同意第 2 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷 5 0 1 番地、氏名、澁谷百錬、昭和 2 5 年 9 月 1 3 日生まれ、6 6 歳。

この件につきましては、平成 2 9 年 2 月 1 0 日に任期満了となるものでございまして、教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものであります。

澁谷百錬氏は、平成 2 3 年 4 月から芦北町教育委員に任命され、現在 2 期目でございます。教育委員長として御尽力いただいております、教育行政に関する深い識見を有し、地域社会においても幅広い信頼を得ておられることから、引き続き御活躍いただくため、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 3 号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋 6 9 1 番地 3、氏名、楠原眞幸、昭和 2 3 年 2 月 8 日生まれ、6 8 歳。

提案理由は、前号と同じであります。

楠原眞幸氏は、平成 2 1 年 2 月から芦北町教育委員に任命され、現在 2 期目でございます。久木野小学校長、湯浦中学校長、佐敷中学校長、佐敷小学校長を歴任さ

れ、教育に関する高い識見、豊富な経験を有しておられることから、引き続き御活躍いただくため、議会の同意を求めるものでございます。

以上、2名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第23、同意第2号と日程第24、同意第3号を順次討論を行い、採決します。

日程第23、同意第2号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決定しました。

日程第24、同意第3号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） ここで、澁谷教育委員長の入場を求めます。

〔澁谷教育委員長 入場〕

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第 2 5 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 6 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 7 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第 2 5、同意第 4 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第 2 7、同意第 6 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 3 6 条の規定により、一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

芦北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字高岡 1 4 4 番地、氏名、福山功敏、昭和 1 7 年 3 月 6 日生まれ。

この件につきましては、平成 2 9 年 2 月 1 0 日に任期満了となるものでございまして、固定資産評価審査委員会委員の選任が地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要があるもので、本案を提出するものです。

福山功敏氏は、旧芦北町の平成 1 6 年 4 月から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております、地域社会においても幅広い信頼を得ておられますことから、引き続き適任であるとして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 5 号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 8 2 2 番地、氏名、石井忠也、昭和 2 1 年 8 月 1 9 日生まれ。

提案理由は、前号と同じであります。

石井忠也氏は、旧芦北町の平成 9 年 4 月から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております、固定資産に関して高い知識と豊富な経験を有しておられることから、引き続き適任であるとして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 6 号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦 1 3 5 2 番地 1、氏名、野口博司、昭和 3

0年1月15日生まれ。

提案理由は、前号と同じであります。

野口博司氏でございますが、旧田浦町の職員として昭和50年10月から合併まで29年3か月、また合併後は本町職員として平成27年3月まで合計39年6か月奉職され、その間、田浦基幹支所長、会計室長等を歴任され、税務課においても15年6か月勤務されまして、豊富な行政経験と地域をお持ちであることから、委員として適任であるとして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、3名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第25、同意第4号から日程第27、同意第6号まで順次討論を行い、採決します。

日程第25、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第26、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第27、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第29 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第30 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第28、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第30、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により、一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字宮崎364番地11、氏名、山川高久、昭和30年1月4日生まれ。

この件につきましては、平成29年3月31日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

山川高久氏でございしますが、昭和52年4月から平成26年3月まで37年間、町内外の小中学校において教鞭を執られ、大野小学校長、津江小学校長、出水第八小学校長を歴任されました。その間の熱心な指導は、保護者だけでなく、地域全体

の信頼と尊敬を受けておられるところです。その高い人格と豊富な経験は、人権擁護委員に最適な人材と認め、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第3号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦3125番地1、氏名、大塚雄二、昭和30年7月7日生まれ。

提案理由は、前号と同じであります。

大塚雄二氏でございますが、旧田浦町の職員として、昭和53年9月から合併まで26年4か月、また合併後は本町職員として平成28年3月まで、合計37年7か月間奉職され、その間、教育課長等を歴任されました。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適な人材と認め、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第4号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字海浦64番地、氏名、永野ゆき子、昭和26年5月26日生まれ。

提案理由は、前号と同じであります。

永野ゆき子氏でございますが、芦北町の職員として、昭和48年7月から平成24年3月の退職まで38年9か月間、湯浦、大野、田浦の各町立保育所で保育所長として活躍されました。また、退職後も民生委員として活動されており、そのソフトで誠実な人柄は地域においての信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、議会の意見を求めるものでございます。

以上、3名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第28、諮問第2号から日程第30、諮問第4号まで順次討論を行い、採決します。

日程第28、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第29、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第30、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時55分

平成28年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月8日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 発議第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

第2 議案第74号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

第3 一般質問

第4 議員派遣の件

（一括議題＝第5から第8まで）

第5 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第7 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 藤 井 公 明 君

15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君 教 育 長 竹 浦 裕 道 君

総 務 課 長 山 元 信 作 君 企画財政課長 柳 田 豊 彦 君

税 務 課 長	楠 原 清 照 君	住民生活課長	一 丸 喜八郎 君
福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君	農林水産課長	藤 井 哲 郎 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	下 田 研 君
上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	宮 石 幸 人 君	教 育 課 長	長 船 正 純 君
生涯学習課長	宮 下 祐 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	佐 竹 貴 幸 君
--------	-----------	----------	-----------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1 広報特別委員会研修（苓北町）

- (1) 目 的 議会広報活動に資するため
- (2) 派遣場所 苓北町
- (3) 期 間 平成29年1月25日（木）
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員

平成28年12月8日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成 2 8 年第 5 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 町民の雇用の場の確保について	町民を多く雇用している東海カーボン(株)は、ファインカーボン事業の構造改革及び希望退職者の募集などの経営合理化策を実施すると本年 5 月末に公表している。 ① 公表が明らかになってから町はどう対応してきたのか。 ② 町には各種優遇施策があるが、東海カーボン(株)田ノ浦工場に対し、どのような優遇措置を講じてきているか。 ③ 経営合理化策は、町の財政や地域経済に大きな影響を与えと思うが、町民の雇用の場の確保について町長はどう考えているか。	町 長
		2 介護保険制度について	平成 2 7 年度から、国は介護保険制度を見直し、要支援 1、2 は各自治体の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行するとした。 ① 町はすでに要支援 1、2 を新しい総合事業に移行しているが、移行後の事業運営に当たってサービスの低下や、事業運営の問題などはないか。 ② 町に移行後の生活支援サービス（緩和した基準によるサービス・住民主体による支援・短期集中支援サービス）など、どのように取り組んでいるか。 ③ 現在、総合事業サービスを受ける場合、要介護認定手続	町 長

			きを省略し、基本チェックリストのみで判定できる仕組みになっている。 制度見直し後、基本チェックリストのみで判定された人は何名か。また、窓口になる職員は専門職員でなくて良いのか。 ④ 介護保険サービスの向上、介護従事者の人材確保のための財政支援を国、県に強く要請してほしいが如何か。	
		3 保育所利用者負担金の軽減について	現在、芦北町の保育所利用者負担金は、町独自の軽減措置が実施されている。 ① 第2子目以降の保育所利用者負担金を無料とし、子育て世帯の負担を軽減する考えはないか。 ② 保育所利用者負担金を第2子目以降無料にする場合、財源はどれくらい必要となるか。	町 長
2	川尻成美	1 芦北町総合戦略の取組について	国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針のもと、本町においても総合戦略を策定し4つの目標を掲げ取り組んでいる。 中でも、人口減少問題への対策が本戦略における重要課題であるとする。 総合戦略に掲げられている次の項目について、具体的施策の取組状況はどうなっているか。また、掲載されている施策のほか、町長として、新たに、別途具体的施策を講じる考えはないか。 ・基本目標 2	町 長

		(イ) 移住、定住支援による地域の活力づくり ・基本目標 3 (ア) 結婚や出産に向けた環境の充実 (イ) 子育て環境の充実	
	2 地域防災計画及び防災マップの見直し等について	① 今年 6 月定例議会一般質問において、町長は、地域防災計画及び防災マップの見直しについて、既に検討を始めていると答弁された。その後の進捗状況はどうなっているか。 ② 国の防災基本計画では、県や市町村においても災害時の業務継続計画（BCP）の策定が求められているが、本町の策定状況はどうなっているか。	町 長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、自席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

○議長（寺本修一君） 日程第1、発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。草野君。

○7番（草野安道君） 発議第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について。

地方議会の重要性が論じられる中、現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つは、議員のなり手不足が深刻化しているということであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国の町村のうち、およそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でありました。

御承知のように、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金のみであり、こうした状況において、今後の議会を担う若い世代に立候補を期待しても、サラリーマンについては、加入していた厚生年金は、議員の在職期間は通算されず、受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代が議員をやろうと思うような環境をつくっていかなければなりません。地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材の確保につながっていくと考えます。

ついでには、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する意見書を提出するものです。

提案理由については、記載のとおりです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第2 議案第74号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（寺本修一君） 日程第2、議案第74号「平成28年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

それでは、議案第74号、平成28年度芦北町一般会計補正予算（第6号）を本日付けで提出させていただきましたので、内容を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、予算の総額を101億1,600万8,000円とするものです。

事項別明細書7ページにありますように、去る11月30日に逝去された名誉町民 故坂本榮吉氏への弔慰金として、2款総務費から支出をするものであります。財源は6ページに記載のとおり、前年度繰越金を充てることとしております。

なお、支出の根拠につきましては、芦北町名誉町民条例第7条第1項の2の規定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第3 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第3「一般質問」を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう強く求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。

議長の許可のもと、3項目質問いたします。

質問の前に、名誉町民 故坂本榮吉氏御逝去に対し、心からの哀悼の意を表するとともに、御家族・御親族皆さまにお悔やみを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

はじめに、町民の雇用の場の確保について、町民を多く雇用している東海カーボン株式会社は、ファインカーボン事業の構造改革及び希望退職者の募集などの経営合理化策を実施すると5月末に公表しています。そこでお聞きします。

①公表が明らかになってから、町はどう対応してきたのか。

②町には各種優遇施策があるが、東海カーボン株式会社田浦工場に対し、どのような優遇措置を講じてきているのか。

③経営合理化策は、町の財政や地域経済に大きな影響を与えると思うが、地元の雇用の場の確保について、町長はどのように考えているか、町長の認識をお聞かせください。

次に、介護保険制度について、平成27年度国は介護保険制度を見直し、要支援1・2は各自治体の新しい介護予防日常生活支援総合事業へ移行するとした。そこでお聞きします。

①町は、既に要支援1・2を国のガイドラインに沿って新しい総合事業に移行しています。移行後の事業運営にあたって、サービスの低下や事業運営の問題などはないか。

②町は、移行後の多様なサービス、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービスなど、どのように取り組んでいるか。

③現在、総合事業サービスを受ける場合、要介護認定手続きを省略し、基本チェックリストのみで判定できる仕組みになっている。制度見直し後、基本チェックリストのみで判定された人は何名か。また、窓口になる職員は専門職員でなくてよいのか。

④介護保険サービスの向上、介護従事者の人材確保のための財政支援を国・県に強く要請してほしいがいかか。

3 問目に、保育所利用者負担金の軽減についてお聞きします。現在、芦北町の保育所利用者負担金料は町独自の軽減措置が実施されています。

今後、さらに①第2子目以降の保育所利用者負担金料を無料とし、子育て世帯の負担を軽減する考えはないか。

②保育所利用者負担金を第2子目以降を無料にする場合、財源はどれくらい必要となるのか。

以上、明確な答弁を求めまして、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、東海カーボン株式会社経営合理化策に関しまして、町民の雇用の場の確保についてのお尋ねでございます。①から③まで質問の要旨がございます。かつ、この質問は大変重要な質問であるということで、一括してお答えをいたします。先ほど議長が明快・簡潔な答弁をということでございましたが、まとめる関係上、少々時間を拝借したいと思いますので、お許しいただきたいと思います。

東海カーボン株式会社は、昭和10年の田浦工場建設以来、町の製造業部門における雇用の場として、また町内経済を支え、町にとって大変重要な企業であります。私も合併以来、幾度となく、東海カーボン本社に対し、安定的・継続的な地元雇用などの要望活動を行ってまいりました。現在までに会社とは工場増設に関連した立地協定を3回締結しており、その協定の中では、町は円滑な操業のための従業員確保に協力することとし、一方、会社側は他に優先して地元出身者雇用と資材等の調達に配慮していただくよう取り交わしており、現在はその成果もあり、社員160人のうち130人は町内からの採用となっており、町の雇用の確保に大きな貢献をいただいているところです。

さて、御質問につきましては、今年の5月30日に経営合理化について発表されたところですが、発表以前の4月5日に、どこよりも先に本町に対し、本社がある東京より、社長直々に御訪問をいただき、中期経営計画の概要の説明を、さらに希

望退職者募集による経営合理化が正式に発表された２日後の本年６月１日には、再度、社長自らが来庁され、その内容説明をいただいたところであります。

その折、説明からは、世界経済等の市場構造の変化が厳しい状況を改めて実感をしていただきました。また、理解もいただきましたが、雇用の安定と町経済への影響を考えたときに、計り知れない事態を私は危惧いたしましたので、町としては最大限の協力を約束し、一層の経営努力により、町民への影響が出ないように、特段の配慮をその場で直に重ねてお願いをしたところであります。

振り返りますと、会社とは平成１９年３月、平成２３年の３月と１１月の、計３回、熊本県を立会人として工場増設に関する協定を締結し、以降、雇用と投資を行っていただいております。一方、町からは、お尋ねにありましたが、平成２０年度に企業立地促進補助金３，０００万円を交付しております。また、芦北町工場等設置奨励条例によりまして、固定資産税が一部免除されております。これは平成１８年課税分以降、２億３，９００万円余となっております。そのほか、平成２２年５月に小田浦地区排水機場、これが約８，２００万円でございますが、これを整備したことによりまして、大雨時に小田浦地区及び工場周辺で生じていた河川・水路の氾濫が解消されております。また、平成２６年２月には、同排水機場に機能向上のための除塵機、これが約３，５００万円でございますが、設置をしております。このことは平成１９年当時、田浦工場の主力製品であるファインカーボン増産のため、他県へ工場を新設するか、田浦工場を増設するか、本社で検討された折、排水対策に責任をもって芦北町が取り組む決断を行い、いち早く取り組んだことで、田浦工場の増設が決定したという経緯がございます。このことは町の明るい話題ともあり、過去に本議会でも一般質問にて答弁したところであります。

今回の経営合理化策につきましては、当初、東海カーボン株式会社全体としての計画でありましたが、先ほどお話ししました、これまで長年にわたって培ってきた会社や社長との信頼関係、さらに３回にも及ぶ町との立地協定や、社長への直接の要望等を最大限に配慮していただくことで、地元採用の社員につきましては、解雇ではなくて、事前にアンケートを採った上での転勤という形で対応するとの決断をいただいたわけであります。さらに、その対象者数も当初の計画よりも随分と少なくなったと、その報告を先日受けたところでございます。その折に、町として何か御支援できることがないかと、再度、会社へお伺いしましたが、会社側からは、現在まで町から身に余る多大な支援・協力をいただいておりますので、現在のところ、本件に係る要望はありませんとお話を受けたところであります。

会社の状況等につきましては、近年、アジア市場の変化や原油価格の下落、市場の縮小などを起因に、２０１６年をスタートの年とする中期経営計画では、初年、

まさに今年であります、構造改革を完遂し、2017年にはさらなる成長を見込んでおられます。このようなことから、東海カーボン株式会社が今後も町の活性化にさらなる貢献をしていただくべく、中期経営計画の達成を願いますとともに、雇用の場の確保を重要な施策と捉えて、すべては次の時代を担う子どもたちのために、さらに尽力をいたしたいと考えております。

続きまして、介護保険制度でございますが、これは制度上のことでございますので、担当課長から具体的に答弁させます。

続きまして、保育所利用者負担金の軽減についてでございますが、これも①と②をまとめて答弁いたします。本町の保育所利用者負担金は、子育て世帯の負担軽減の面から、現在、国が示す基準額の約57%程度となっております。近隣の自治体と比べても低い負担となっておりますが、今後、第2子以降の保育所利用者負担金無料化につきましては、御質問がございましたが、検討してみたいと思います。

なお、第2子以降の無料化となりますとですね、約4,200万円の財政負担増となる試算をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

質問2の①について、まず答弁させていただきます。平成27年度から新しい総合事業に移行いたしましたけれども、現在のところ、サービスの低下または事業運営の問題等は発生いたしておりません。

質問②につきましては、移行後には現在、生活支援サービスなどを実施している事業につきましては、閉じこもり予防通所支援事業、それと高齢者筋力トレーニング事業、見守りを兼ねました食の自立支援事業を現在実施しております。

質問③につきましては、現在、基本チェックリストのみで判定したという人はおりません。また、役場の窓口になる職員は、専門職でなくてもできるということでございます。

それと、質問④につきましては、サービスの質の向上及び人材の確保等については、将来の高齢化を見据えて、国の社会保障審議会で現在議論されているところでもございまして、議論を見守りたいというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ちょっと答弁で、私のちょっと錯誤がございましたので訂正いたしますが、第2子以降の無料化を検討するというところでございましたが、現在は3歳未満の子ども3人目は無料となっておりますが、この3歳未満だけでなく、4歳、5歳まで無料化できないかを検討するという意味でございましたので御理解

いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 東海カーボンの会社が町にとって重要で、公表前に町長のところに本社から社長が来て説明をしたということでした。それと、町の税金にしても条例に基づいてしているということでした。それと、まず町長答弁でもありましたが、5月30日に東海カーボン株式会社が公表したお知らせによると、正社員希望退職者50名程度、契約社員等50名程度の削減を公表しています。合わせて100名程度ということになります。ということは、田浦工場でも正社員、契約社員合わせて20名程度の退職者が出ることが予想されます。

そこで、町民の声を紹介します。希望退職者の社員は「定員に満たない場合には全従業員を対象に転勤者を選び、転勤要請をすると聞いている。断ったら退職強要されると思うと家族も不安でたまらない。」という不安な声でした。ほかの町民からも「町は東海カーボンに対して、税金で優遇していないのか。もし優遇しているなら、町長に地域経済に与える影響は大きいし、雇用を守るためにものを言ってほしい。」と切実な声でした。先ほど答弁でありましたように、条例に基づく適用工場に指定し、固定資産税課税等の免除と優遇措置をしている誘致企業ですから、何遍も町長も話し合ったと言われましたが、もう一度町民の声に応えて、東海カーボン株式会社に対して、町長を先頭に雇用を守る社会的責任を果たしてほしいと、今月20日の町長選挙告示前までに申し入れをしてほしいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 告示までは、ちょっと時間がございませんので、要望活動はちょっと無理かと思いますが、これまでも度々お願いしてございます。相当厳しいということですね、これは会社側はおっしゃいませんですが、私どもとしてはですね、世界経済情勢がさらに厳しくなると、もう合理化だけではとどまらずに、田浦工場が撤退するということも考えられるわけでありましてね。しかし、それは絶対したくないということは思っておられるようでございます。ですから、せめてですね、どのくらいの期間になるか分からないというのも、大変今厳しい、苦しい状況だから、これを乗り切るまではですね、ひとつ御理解をいただきたいということ。そして、そのとき歴史的にも、そして地域貢献の意味からも、芦北町では大変重要な企業で、今はもう宝であるということも申し上げたわけでございます。そういうことで、坂本議員と気持ちはずいぶん、全く変わりませんので、その影響が最小限にとどまるようにですね、引き続き努力を傾注していきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 撤退というのは、もう絶対あつてはならないし、鏡とか錦あたりから企業が撤退したという、隣の県の鹿児島県の出水からですね、大企業が撤退している事態もありますので、もうそこは何とか食い止めてもらいたいと思います。

それと、これまでどおりですね、やっぱり雇用、責任を果たしてほしいということを、町長選挙告示まではちょっと本社に行くのは難しいとおっしゃられましたが、何とか行っていただきたいというふうに思います。

それと、介護保険制度について、問題点は出ていないという答弁でした。それですね、このそもそも新総合事業とは何かという、国の保険給付と町の事業の違いはどうなっているのか。町の27年度主要施策成果説明書の110ページによると、平成27年度末現在の要介護・要支援の認定者数は1,618人で、26年度1,568人より50人増加しています。町の65歳以上の被保険者数7,225人の約22%が介護保険認定者という状況です。その中の要支援1の人が395人、要支援2の人が264人です。要支援1・2合わせて659人になり、介護保険認定者全体の41%になります。この41%の人たちのホームヘルプとデイサービスは総合事業に移行することになります。この人たちは国の保険給付、いわゆる介護サービス、予防サービスに対する給付を受けるという権利を、受給権を得ていました。したがって、保険者である町は、保険給付の義務を負っていました。また、保険給付の対象となるサービスは、法令により基準が決められ、質が担保され、これが給付の特徴でした。しかし、町の事業ということになりますと、保険上の受給権はありません。財源は介護保険から出ていても、サービスを提供するかどうかは町の判断となります。また、サービスが提供されなくても、もともと保険給付ではないので、受給権の侵害にはなりません。また、全国一律の基準ではなく、町が基準を定め、予算の範囲内でサービスを提供する総合事業に移行したわけです。これまでの保険給付の対象となるサービスには、高齢により基準が決められ、質が担保されている上に、予算が足りなくなっても町に給付義務がある以上、補正予算を組んでも給付する必要がありました。それに対して、町の事業になると、予算の範囲内で行うもので、町に給付義務はなく、予算がなくなったらそこで事業は打ち切りになります。法令により統一的な基準が決められているわけではなく、専門サービスが提供される保障もありません。国の保険給付と町の事業の両者は全く異なるものです。

そこでお聞きします。町の27年度成果説明書の資料111ページによりますと、居宅介護予防、いわゆるホームヘルプ、デイサービス、デイケア等のサービス受給者が大幅に減っています。平成28年3月31日現在、要支援1の人が平成26年度275人に対し、27年度は約31人に減って、要支援2の人が26年度158

人に対して、２７年度１４１人に減っている。要支援１・２合わせて、２６年度４３３人に対し、２７年度２７２人に減っていますが、その理由は何かお答えください。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 成果説明書の部分なんですけれども、この２６年度から２７年度の差につきましては、今議員さんが申し上げられました総合事業があったことが絡んでおりまして、その減少したというのは２７年度から実施しました介護予防生活支援サービス総合事業の対象者となったということでございます。その制度の改正によりまして、要支援者のその通所介護サービス、それから訪問介護サービスのみの利用者の場合は、その総合事業、みなしと通所いわれておりますけれども、となったことによるものでございまして、その移ったサービス事業、その部分がですね、大体６，７００万円ぐらいの部分になっております。ですから、そこが減って、総合事業に移ったということでもあります。

それと、その質が低下するんじゃないかというような部分なんですけれども、現在のところ、要支援１・２の部分で給付に相当する基準が出されておりますので、質が低下したということはないところであります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○２番（坂本 登君） 町の総合事業、まあ人数が減った分はそこに移ったというのが、人数も入っているということでした。それで、サービスについては、現在のところは低下していないということですが、この国が出しているガイドラインのですね、町が今やっていることは、現行の訪問介護相当という一番こちら側だと思うんですね。問題は、このこっち側に書いてある多様なサービスという、ここが今現在では今おっしゃられたように、まだそこに回っている人はチェックリストでもゼロだということでしたので、今のところは当てはまらないと思いますが、この町の総合事業、訪問型サービス、通所型サービスの多様なサービスはどのようなものかをお聞きしたいと思います。厚生労働省のガイドラインのこの資料を見ますと、第２、サービスの累計とあってですね、その中の①訪問型サービス、②通所型サービスともに、多様なサービス、訪問型サービスＡとＢがあります。この事業をやる事業者が以前は事業者の指定がありましたが、この法の改正により、緩和した基準によるサービスＡでは、実施方法として委託された業者でもできるというふうになっています。①訪問型サービスでは、つまり委託された業者のサービス提供者がですね、主に雇用労働者、また通所型サービスでは主に雇用労働者プラスボランティアと記載されています。ということは、委託された業者のサービスを提供する人が、雇用労働者が無資格者でもサービスを提供できるのか、できるようになっているのか、

それかまた住民主体による支援サービスBでは、サービス提供者がボランティアを主体と記載されています。従来はヘルパーの資格を持った専門家がやっていましたが、これからはボランティアなどのサービス提供者が無資格者でもできることになりますか。両方とも、この意味は無資格者でもできるということですか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） まずはじめに、総合事業が町の事業になったというところでございますけれども、あくまでもその介護保険制度の中の枠組みでありまして、そして財源構成につきましてもですね、給付、それから総合利用についても財源構成は変わっておりません。今までもその総合事業については御説明を申し上げたところなんですけれども、正確にはですね、介護予防日常生活支援総合事業といたしますのは、これは大きく二つの事業がありまして、一つは議員さんが言われております介護予防生活支援サービス、それともう一つは一般介護予防事業というのがございます。その一つ目のサービス事業の多様なサービスのお話ですけれども、通所型サービスを例に取りますと、そのA・Bがございますけれども、Aの方はこれまでの認定をされた要支援の方、それとサービスBといたしますのは、現在その対象事業者といわれる方のサービスとして今現在実施しているところです。ちなみに、移行前のその事業対象者といわれる方については、移行前のその二次予防事業をされていた方ございまして、今のところですね、事業、サービス自体は変わっていないということであります。

それと、サービスの実施方法につきましてはですね、御存じと思うんですが、直接町がやること、それと先ほど言われました指定をして事業を行う、そして事業者へ委託する、それとNPOとかボランティアが団体に運営していくという四つの形態もあるわけなんですけれども、事業指定といたしますのは、市町村があらかじめその基準を満たしたところに、やってくださいということで事業を指定して行うことです。それと、委託といたしますのは、これも省令等で基準が決められておりまして、その適合した事業者とその委託契約を町が結んで、そしてその実績報告を出していただいて、町がその実績報告分を支給していくということになります。

それと、雇用労働者につきましてはですね、事業所とその雇用契約を結んだ人というような捉え方で、資格の要件とか、必要数というのは別に基準がございますので、そこは雇用労働者というのが資格要件を持っている人ということではございません。それと、ボランティアも同じように、雇用契約を結ばずに有償・無償を問わずですね、サービスの提供を行うということですので、ボランティアをしている人も当然その資格を持っている人も、持っていない人もいらっしゃるということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） サービス提供者が無資格者でもできるということが分かりました。今現在はですね、そういう形態にまだ、法律は移行してあるけれども、町のサービス自体はそこに移行していないので、これからこういう事態が起こるということを提案したいと思います。

そこで、第6期芦北町老人保健福祉計画、介護保険事業計画書の中に、介護予防生活支援サービスの提供体制の充実として、本町においては従来の介護予防訪問介護相当及び介護予防通所介護相当を基本とし、今現在ですね、これを基本としてやっておられると思います。しかし、その後にですね、徐々にボランティア等が実施する多様なサービスに移行できるような提供体制の整備を図りますと記載されています。このようなボランティア等による住民主体の支援では、厚生労働省のガイドラインでは人員整理について一切の基準を示しておらず、わずかに清潔保持、秘密保持、事故対応など、運営基準を書いているだけです。このような住民の善意、自発性に基づく行為を法令に基づくサービス事業に位置付けること自体、大きな無理があると思います。国の法律改定で新総合事業そのものは避けられないとしても、地域の介護の実情から出発し、厚生労働省のガイドラインを鵜呑みにせず、まずは現在のサービスを維持・確保することを最優先にし、ボランティアのなり手や引き受ける事業者がなく、総合事業の運営は困難な課題も予測されます。助け合い、支え合い、介護予防の地域づくりは、じっくりと時間をかけて検討するという、どっしりと構えた芦北町らしく現実的な選択をしてほしいがいかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議員さん言われることも、今後、人口減少がございますし、総体的に高齢者の方が割合が増えてくるということで、国としましてはですね、国の呼び方としては地域包括ケアシステムと言っておりますけれども、これは何も介護だけではなくて、医療、そして福祉、介護の部分で、どうその人を支えていくかということでございます。町としましては、その減少が進むことによって、自立のためのですね、支援、見守りの仕組みが必要となりますので、そのケアシステムをどう作っていくかということを経営包括センター、それと社協と、そういった仕組みづくりを行っていくこととしております。その一つとしてですね、総合事業の仕組みがあるということでございますので、地域で支え合っていく仕組みというの、その中に入ってくるということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ③の基本チェックリストの2回目の質問をします。窓口職員は無資格者でもいいと答弁されました。厚生労働省のガイドライン、3、サービスの

利用方法についてを見るとですね、要介護・要支援の認定申請をする前に、実施主体が町になる総合事業へと誘導できるチェックリストの実施ができ、基準緩和、短期間通所のみの利用ができるようになっていきます。しかし、サービスは利用時間、回数、期間に制限があります。無資格者でもいいなら、サービスの質、量の低下が危惧されます、専門員でない窓口職員が介護保険利用希望者の要介護・要支援の認定申請を封じ込めたまま、新総合事業へ誘導し、介護保険サービスを使わせないという事態は引き起こされないか危惧しております。現在はゼロで、このようなことは起こっていませんでしたけれども、町の窓口を訪れる多くの高齢者は、要介護・要支援の認定が何かも知らない人もいます。町の窓口の態度一つで、要介護・要支援の認定という入口を封じ込められてしまう危険性があり、認定申請権の侵害につながりかねません。また、要介護・要支援の認定なしで、新総合事業のサービスが利用できるというサービス、利用対象者の範囲が広がるかのような捉え方がありますが、厚生労働省老健局長通知ガイドラインは、介護予防生活支援事業の対象者について、改正前の要支援者に相当するものであると明確にしており、現行以上の対象拡大は想定していません。

町民の声を紹介します。「主人の母を介護しています。母は症状に波があり、調子の良いときと全然駄目なときがあり、人前では私は何でもでくつと、一人ででくつとっていい顔をしますが、家では夜は寝ないでうろうろしたり、あれがない、これがないと、訳の分からんことを言って私を困らせます。人前では普通に見えますが、本当は違うんですよ。」と、泣きながら私にお願いされました。

そこでお聞きします。窓口に来た人は、要支援者・要介護者に該当する可能性がある人でもあります。それに対して、事前に基本チェックリストでの選別をしないで、新規の相談者には要介護・要支援の認定を申請してもらい、非該当になった人にチェックリストを案内するという、要介護・要支援の認定申請権を守る方式を採用してほしいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 今議員さん申し上げられました部分についてはですね、その基本チェックリストのみで、現在その判定はしておりませんという回答をいたしました。その人に適したサービスが必要かどうか判断することは非常にやっぱりそれだけでは難しいということで、その追加資料といたしまして、アセスメントシートであったり、利用者の基本情報を集めたりして、その判定会議を週1回やっております。それは職員だけではなくてですね、包括支援センターのその専門職であったり、担当ケアマネージャーも出席してですね、その判定を行っているというのがあります。そこでやっぱりその判定できた人については、総合事業をやって

いると。御心配の認定を受ける人が外に流れてるんじゃないかという御心配だと思うんですけども、実は、データを見ていただくと分かると思うんですけども、現在のその認定者数と、それとその制度改正前の認定者数というのは変わっておりません。ですから、その認定制度自体の変更ではないわけですので、そこでその認定制度自体に変更が関わっているということではございません。当然、そこで非該当になった方は総合事情の該当者になる確立は非常に高いということでもあります。うちの方としましてもですね、やはりその方を見て、その人のその自立というのを、本当に何が必要なのかということを見てその判定をやっているということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） この法律改正は、各自治体に裁量を任されていますので、今、芦北町ではそういうことはないとおっしゃる。これは今後、自治体の裁量次第では介護認定申請をしなくても、チェックリストによって総合事業を振り分けるという、ここを法律で作ってあるように理解しているんです。だから、町の態度一つではそういう方向に流していくということが、これは可能になってくるでしょ。しないとおっしゃるけれども、やる、これをこういうふうにこっちに流すという実態であれば、流されるという法律改定になっていると思うんです。

そこで、今回最後の質問になりますけど、今回この介護保険制度の問題を取り上げたのはですね、この質問をする理由は、介護保険の制度改正に大きな疑問を持っているからなんです。国の介護保険の法律改正に元厚生労働省老健局長の堤修三さんが、保険料を払っても受けられない。これは国家的詐欺と次のように疑義を唱えています。介護保険のサービスを受けられる要介護・要支援認定を受ける者は、75歳以上では31%ですが、65歳から69歳では3%に過ぎません。それでも65歳以上の者が保険料を払い続けるのは、将来、要介護・要支援になったら介護サービスを受けられると思うからです。ところが、2015年度から実施された介護保険の改正では、例えば特別養護老人ホームの入所者対象は原則要介護3以上の人限定されました。また、要支援の人に対する訪問介護とデイサービスの予防給付を廃止し、市町村の事業に移行させることになっています。このような介護保険サービスの給付の範囲がどんどん縮小されていけば、まじめに保険料を払った人がいざ介護保険サービスを受けようとして受けられない場合が出てきて、だまされたと思うに違いありません。社会保険は国と国民との約束です。国が約束を守らないようでは国家的詐欺といわれても仕方ないと、介護保険の生みの親といわれ、社会保険庁長官まで務めた元厚生労働省老健局長の堤修三さんが述べています。

そこで、町長にお聞きします。今回提案しました、1、希望者はホームヘルパー、

デイサービスを利用できるようにすること、２、ホームヘルパー、デイサービスを維持・継続し、安易に無資格者やボランティアに置き換えないこと、３、窓口では要介護・要支援認定申請をまず受け付けることを基本にし、非該当になった人にチェックリストを案内すること。この三つの提案を含め、一端立ち止まり、これまでの総合事業を検証し、改善することだと思います。急がずに、一年後の第７期芦北町介護保険事業計画において具体的に改善することを検討してほしいが、町長の認識をお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この介護保険制度は、御存じのようにですね、もうしょっちゅう変わっております。現場はもう一番混乱をしてですね、はっきり言って迷惑しているわけでありまして、ただいま町民の方の声にありましたが、私も聞くときがあります。また、この認定制度につきましては、水俣芦北広域事務組合の事務の一つでもございましてですね、総合的な見地からですね、また検証すべきは検証してまいりたいと思いますが、広域の場においてもですね、そのようなことを提案をしていきたいというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○２番（坂本 登君） 次の保険料軽減の質問に移ります。税源としては４，２００万円程度かかるということで、いろいろ軽減措置をやっていらっしゃるの私も理解しております。今回、この質問をしたのは１１月９日に文教厚生委員会で、島根県邑南町に議員視察研修に行ったのがきっかけです。邑南町は「日本一の子育て村を目指して」を町のスローガンとして、多くの子育て支援をしています。その中で保育料負担軽減支援策として、第２子目から全額無料と説明を受けました。さらに、兄弟で利用する場合、第１子が学年に関係なく１８歳未満であれば、第２子目から全額無料ということでした。財源は約４，０００万円で、国と県の活用できる補助金を最大限活用し、残りを一般財源から捻出して、子育ての負担軽減をしているということでした。国は２０１６年度から年収３６０万円以下の世帯を対象に、第１子の学年に関係なく、第３子以降の保育料を無料に、第２子を半額としています。新制度の下で所得税額に応じた算定から、市町村民税に応じた算定に変更されたことで、保育料負担増も問題となる中、子育て支援の拡充、保育の軽減を求める運動が各地で取り組まれています。

こうした中、山梨県では今年の４月から、世帯収入６４０万円未満の家庭を対象に、第２子以降の３歳未満児の保育料無料が実施されています。また、福島県南相馬市と福島県金山町では、保育料を第１子から全員無料です。第２子以降の保育料無料の自治体は、兵庫県明石市、東京都新宿区でも実施されています。是非これら

の自治体等の取組を、財源を含め参考に調査し、検討する考えはないですか。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 先ほど町長の答弁にありましたとおり、第3子目以降の利用者負担金無料化については、検討したいということでありました。現在のところですね、3子目を検討したいということですので、第2子目以降の保育所利用者負担金の無料化については、現在のところは考えてはおりません。

○議長（寺本修一君） 坂本君、時間がまいっておりますので、まとめてお願いします。坂本君。

○2番（坂本 登君） 先ほど言いましたように、2016年から第3子以降については、国が保育料を無料にしていると、私は理解しておりますので、それは当然のことと言っておきます。

最後に、町長にお聞きします。文教厚生委員会で研修してきた邑南町は、努力の甲斐があって、合計特殊出生率は2.46です。厚生労働省が発表した合計特殊出生率1.46を大きく上回っている水準であることが分かります。

私に寄せられた町民の声を紹介します。その声は「本音で言うと、子どもは2人から3人欲しいし、育ててみたい。現実には、子育てや教育にお金がかかり過ぎると思うと、不安な気持ちがあるので、私たちの収入では1人で精一杯です。安心して子どもを生み育てられるように、お金の負担を軽くしてほしい。」切実な若い夫婦からの訴えでした。町は「すべては次代を担う子どもたちのために」を基本理念にし、子育て環境の整備として、保育サービスの拡充や、子育てに伴う経済的支援に努めていることは十分知っています。しかし、現在の保育料軽減に満足せず、先ほど言われましたが、もう一度第2子目からの全額無料に向けて、町長は政治決断をしてほしい、このように思います。お答えください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人口減少の問題、あるいは少子化の問題はですね、もう一地方の問題じゃなくて、国家的な課題であるということは、もう御存じのとおりであります。町でできることは町の財政に限らず、そしてまた総合的な事業を展開していますので、その中でどのように位置付けていくかということもですね、含めて考えてみたいと思いますが、今日、御質問をされた中でですね、第3子目以降、これは3歳未満となっておりますので、3歳未満でなくて、4歳でも、5歳でもやっているという、議員の質問の一步前進でやっておりますから、少しずつですね、これを子どもを取り巻く環境は改善していきたいと、向上させていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。午前１１時２０分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１１時０４分

再開 午前１１時２０分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川尻君。

○１２番（川尻成美君） 今年１２月、年の瀬も押し迫り、あと２０日という形になりました。今年の最後の定例会に臨みまして、二つの問題について質問をいたします。

一つは芦北町総合戦略の取組について、二つに地域防災計画及び防災マップの見直し等について、町長に質問をいたします。

まず、芦北町総合戦略の取組についてであります。皆さん、議員に配付されております総合戦略、２７年１０月、昨年１０月に説明を受け、配付もされたところであります。この地方版総合戦略は、国の示すまち・ひと・しごと創生法に基づいて、その目的として少子高齢化の進展に適確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境の確保をして、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的に計画に実施するというふうに示されております。また、基本理念に７項目を謳っております。その基に本町総合戦略が策定されたものであります。早１年が経過をいたしました。まだ、ＫＰＩ（重要業績評価指数）の成果を問うのは早すぎるというふうに思いますが、この目的、先ほど述べましたように、少子高齢化、人口減少に歯止めをかける施策に直結しているものが、芦北町総合戦略における基本目標２のイ、移住・定住支援による地域の活力づくりと、基本目標３のア、結婚や出産に向けた環境の充実、イに子育て環境の充実であります。

質問の第１点は、具体的施策の取組の現状はどのようになっているのか説明をいただきたい。２点は、町長自身が新たな施策の考えはないものか質問するものであります。

第２の質問は、地域防災計画及び防災マップの見直し等についてであります。全戸に配布してあります芦北町防災マップ、ハザードマップとも申し上げますが、平成２６年３月に改訂版が全戸に配られておるようであります。また、毎年、芦北町地域防災計画がありますが、その資料編として芦北町防災会議における地域防災計画の資料版が２７年度分は出ております。このことの見直しについてであります。今、東日本大震災、津波災害から５年８か月以上が過ぎ、また熊本地震発災から８

か月が経過しております。いまだ熊本各地はもとより、東北をはじめ日本列島各地で地震が発生しております。いつどこで大地震が発災してもおかしくない現状だと危惧する一人であります。私は、熊本地震発災後の本年6月の定例議会一般質問において、このことについて質問をいたしました。いわゆる見直しということでございますが、町長は既に検討を始めていると答弁されましたが、その後の進捗状況はどのようになっているのか1点目の質問であります。

2点目は、国の防災基本計画では、県、市町村において、災害時の業務継続計画、BCPというふうに略されておりますが、この策定が求められてきております。本町でもこの計画をですね、作成してあるのか、また今どういう状況なのかということを質問するものであります。自然災害や大事故に遭遇したことを想定し、重要な業務を続けるために必要な体制をつくるための手順、それをまとめる計画であり、いち早く策定すべき重要計画と考えます。そういうことで、具体的、明快な答弁を求めます。

以上申し上げましたが、安全・安心なまちづくり、「すべては次世代を担う子どもたちのために」というスローガンでございますので、まちづくりの基本理念として考えられております。具体的、明快な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます前に、今の川尻議員の発言の中で、「防災計画の業務継続計画（BCP）」、「維持計画」と発言されましたので、訂正。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

質問1の芦北町総合戦略の取り組みについての前段、総合戦略の取組状況については担当課長から答弁させます。

後段の総合戦略に掲載されている施策のほか、別途具体的施策の考えがないかについては、総合戦略の取り組みが緒に就いたばかりの段階でありますので、まずはこれを確実に実施していくことが大事なことを考えております。

総合戦略は、施策の効果を検証し、改善する仕組みを確立することが求められておりますので、評価委員会等の意見を伺いながら、改善すべきところは躊躇なく改善してまいります。新たな課題に対する有効な施策などは積極的に取り入れることによって成果を出していきたいと思っております。

次に、質問2の①の地域防災計画につきましては、本来、上位計画である県の地域防災計画が策定されてから町の計画を策定いたしますが、今、県計画の内容及び策定期間が見えておりません。そのため、本町は先行して独自に計画の見直しを行い、策定を進めております。また、防災マップについては、新たに指定される県の土砂災害警戒区域を踏まえ、早い時期に改定したいと考えております。

次に、質問②の業務継続計画については、本町でも大規模災害時の重要な計画と捉えており、地域防災計画と調整を行いながら、策定に向けて取り組んでまいります。具体的な内容につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、総合戦略の取組状況についてお答えをいたします。

まず、移住・定住支援につきましては、空き家情報の整理や移住希望者に対する情報の一元化を図るためのポータルサイトなどを具体的な取り組みとして掲げています。ポータルサイトにつきましては、移住・定住ポータルサイト「よしきた」を既に運用を開始しております。ふるさと寄附金、子育て情報、空き家情報などを掲載をしているということでございます。

次に、結婚や出産に向けた環境の充実については、生みたい女性へ支援として、本年度から不妊治療費に対する助成制度を開始をいたしました。現在まで4組がその制度を利用されております。

結婚支援事業につきましては、八代市、氷川町と進めます共生事業の中においても、この連携した取り組みを進めるように協議をしているところでございます。

子育て環境の充実につきましては、保育園での一時預かり事業や学童保育等の充実、高校生までの医療費無料化の継続、子育て世代の利用につながる図書館の再整備などを具体的な施策として掲げておるところであります。これにつきましても関係課においてそれぞれ推進をしているという状況であります。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 質問2の①の地域防災計画については、地震対策をはじめ、総合的な見直しを進めています。まず、発災時の対策として、警戒配備体制の見直しと、避難所開設・運営について、被災時では備蓄物資の見直しと自助・共助の推進及び復興その他では仮設住宅建設予定地の選定と耐震化促進事業の推進等について検討を終えており、その項目は今後、災害対策本部会議で協議を行い、見直しのできた事項から順次、実行に移します。なお、追加が必要な項目については、早期に協議し、本年度内には全ての見直しを終えたいと考えております。

次に、質問2の②の業務継続計画（BCP）についてでございます。本町では、地域防災計画の中に業務継続計画に関する事項を一部掲載しておりますが、業務継続計画の特に重要な6要素等を全て含んでいないため、具体的な内容を盛り込んだ計画の策定に向けて、鋭意進めています。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、1の質問から順次、再質問をいたします。これは

平成16年に国の戦略として、石破前大臣が1兆円の予算、そして人口減対策には6,000億円という巨額な費用を充てられております。そういうことで、なかなか一極集中型が、今で地方にということでありますけれども、歯止めが止まらないわけでありまして、そういう施策のこの戦略の中では、戦略を作ると交付金をやりますよということの中にですね、含まれているのは大幅に今の行財政に対する補助金等の見直しを図ってですね、新たな戦略を立てなさいという趣旨が一番含まれているのではないかというふうに思って、前も補助金問題等も質問をしたところであります。大変素晴らしいこの昨年の10月に総合戦略のほうを見ますと、大変な労力がかかったんだと。そして、目標値まで31年度か、5年後の目標値まで謳ってあります。これが今後、施策をするために実現可能な事業としていくわけでありまして、ソフト面だけではやはりどうにもならない点が非常に多いんじゃないかなと。それは執行部の皆さん、管理職を含めてですけれども、町長の強い施策というのがないと、これがこの数値に値しないんじゃないかというふうに私は思っておりますので、こういう質問をしたわけでありまして、全部がですね、いろんな意味でまちづくり、そして人口減少等になるわけでありまして、ここに掲げたものが一番直結するということで冒頭に申し上げたところでありまして、いわゆるこの中でですね、先ほど答弁がありましたが、不妊治療とかございました。また、広域圏も具体的にこの前も全員協議会で説明がありました、連携する。そして、今、移住という形では具体的に古石、丸米に1件ずつですかね、ありますが、そして農業委員会法も改正されて、農業委員会の制度の中でですね、事業等も大幅に見直しをされるということでございますし、いかに芦北町に住みたいという施策を打つべきではなんだろうかというふうに思いますので、まず移住・定住に対してですね、こういうことが考えられるというようなことは、町長、お考えはないでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 移住・定住につきましては、今、基本的な作業をですね、今進めておるわけでありまして、このカンフル剤が一発で効くよというのはですね、なかなかないものでありまして、これにも全体的に住環境なりですね、あるいは労働環境といいますか、雇用環境等を一体的に進める中でそういうのもまたより促進されていくものというふうに思い、まずは冒頭申しましたように、緒に就いたばかりでありますので、現戦略をですね、展開することで検証しながら、当然ローリングをかけてまいりますので、やってまいりたいと思います。

そして、御発言にもありましたが、新たな取組に助成するというところでございましたが、これは大変不評をかった制度でありました。自治体の長の話聞きますと

ですね、もう我々はアイデアはかなり出しておると。でも、それは新しくないよと言われるとですね、出すものがないというような状況、そんな話もあったわけですが、そういう中でも知恵を出して頑張ってまいりたいというふうに思います。特にうちでは、御存じJAの農業参入事業につきましては、この地方創生の加速化交付金ですね、熊本県では八代市に次いで2番目の交付金を獲得したわけですが、あと少し取つとれば熊本県で一番になっておりまして、そういうことで鋭意取り組んでおるところでございます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 私のほうから、来年度以降の新たな取組というようなことで一つだけ追加をさせていただきたいと思うんですけれども、今までポータルサイトによります情報発信を中心にやってきておりましたが、来年度からですね、その町内移住者を積極的に呼び込むというような視点から、地域の解決と課題とか、そういうのを解決する担い手としてのその地域おこし協力隊のですね、導入を検討しているところであります。これが活用できればですね、移住者も実質的に増えてきますし、具体的な地域おこしにつながっていくんじゃないかなというようなことで、今検討をしているというところでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まさに私もそれを言おうと思っていた、新聞等の情報から提言をしようかなと思っていたところでありますけれども、やはりですね、この雇用、地場企業の雇用というのも定住の活路になるのはもう御存じのとおりでありますし、私もネットでのホームページを、今、作成中でありまして、雇用はやっぱりハローワークを通して雇用者を募るんじゃなくして、やっぱりそういうネットのホームページを利用した求人というのも、躍起に今やっているところでございます。そういうことで、大変情報での町のPRというのは、まさに町以外の人に、やっぱりああこの町に住めば、こういう有利な条件があるというのは、もう即座に入ってくるわけですので、そこをやっぱり生かす必要がある。それにはやっぱりキャラクターということも必要になってくるかも知れませんが、それは中身の充実でありますので、どこでもやっぱり今、情報社会でありますので、メディアとかそういうサイトを利用したことには、非常にお金をかけて、民間でもそうですけれども、かけておりますので、そういうことにやっぱり力を入れることが重要かというふうに思います。そして、それはもうやっていただけるものというふうに思っておりますけれども、結婚、出産においてもですね、補助金等は今どのような状況なんでしょうか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） まず、結婚自体に対する町の補助制度というものは設

けておりません。先ほど申し上げました子育ての関係では、不妊治療に対する補助事業を28年度から開始をしておるといふ状況です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そして、婚活には何とかかんとかと言われましたね。婚活に対してのこと、これも婚活のテレビ番組とかいろいろあっていますよね。ここで何組かして、それに合わせて移住・定住というふうになるわけであって、そこが一つの人口確保、そしてそこに生み、育てる。出産、子育てにすれば、もう定住という形にシフトしていくんですけれども、町長、非常にメディア等にはたけた才能を持っておられますが、そういうメディアを使った情報発信、PRはお上手でありますので、そういうのを今後やっぱり非常に利用してやるべきというふうに思いますけれども、町長のお考えを。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 現在ですね、企画を中心に商工観光課でもPRをやっております。具体的に今わかれば、それぞれの担当課が現状を説明させます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、ポータルサイトの実績等を申し上げておきたいと思いますが、これまでの11月27日までのデータを今持っておるところなんですけれども、ポータルサイトを訪問していただいた方々が、今まで2万3,826件ありまして、月約3,000件の訪問がっております。そして、訪問されて、あちこちを御覧いただくというような方々が月8,300件ほど、ページを見ていただいている状況でありまして、移住・定住のそういうものを・・・まだ1桁台でありますけれども、相談を受け付けているというようなことでありますので、ポータルサイトもある程度の効果を出しているんじゃないかと思ひますし、総務課のほうで主管をいたしましたけれども、創生のお金を使いまして、福岡のほうの映画館で芦北町のPR動画を上映して、その結果、芦北町のほうに問い合わせがあつたりというようなこともあっております。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 商工観光課の取組として御紹介しておきたいと思ひます。現在、地域内での交流のみならず、定住も含めてなんですけれども、福岡県、都市圏からの呼び込みを図ろうじゃないかということで、実は先日、福岡のほうで民間会社さんが経営する物産館でありますけれども、そちらのレストランのほうで福岡在住の方で、芦北に興味あられる方を募集いたしましたら、約20名弱ぐらいの方が集まれるまして、そこで町の観光PRなどを行ったところであります。その会議の中では、芦北町の応援団になろうじゃないかというふうな意見も出ており

まして、今後具体的にそういったチームを、グループを積極的に町のほうに誘致し、また観光のPRを逆にやっていきたいというふうに思っております。

それとまた、11月の下旬でありましたけれども、私自ら香港のほうに、これは連携の事業でありますけれども、八代市役所、それと人吉市役所、それに熊本県と一緒に、町のですね、観光のPRの商談会のほうに出席をいたしております。それはまあなかなか中国からのクルーズ船あたりが大変現状として厳しい実情があるものですから、一応空路として香港のほうからの観光の誘致を図りたい、それとPR発信を一応努めているところであります。以上です。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 柳田課長が先ほど言いましたけれども、福岡でのPR動画の上映につきましては、・・・等を合わせまして、うちのパンフレットも配布させていただきました。また、この反響がよかったものですから、四国のほうでもこのPR動画を無料で上映していただいたというところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 田舎といいますか、企業誘致等で産業構造をするとか、人口減少を歯止めするのに観光とかありますけれども、今の状況を思えば、あまり人口増加には望めないというような形を、私も持っておりますが、しかし田舎なら田舎の良さという形を持っておられる方々が非常に多い。特に第一次産業においては、来られる方が今増えているという報道を聞いておりますし、土曜日にはテレビで「人生の楽園」というのがありまして、あれは非常に私、楽しみですですね、観ておりますけれども、そういうことはやはり行政の主導・誘導、そして地域の人たちがいかに何といいますか、知恵を出し合うということ、それがいわゆる先ほど柳田課長が言いました地域おこし協力隊につながるというふうに思いますので、そういう地域おこし隊をですね、自ら今、現存しているまちづくりの方々との知恵を出すことが重要になってくると思いますので、新たにNPO法人とかはちょっと非常に難しいんですけれども、そういう方々との会合をこの移住・定住というテーマの中でですね、そういうことをする考え等は、町長、ありませんでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 議員から先ほどから御提言されておりますような働く場の確保ですね、これは農業、漁業、林業もそうであります。商工業もそうであります。それぞれ効果が出るような補助制度をしてきておるわけであります。特に商業部門におきましては、自ら起業、業を起こす人には支援をしよう、あるいは店舗を新たにリニューアルするときには支援をしようということですね、活用していただいております。また、自ら企業誘致にも働きかけをしておるところでございます。先年、

白木小学校跡地に製氷工場を持ってきたわけではありますが、そこにもまだ御挨拶をですね、あるいは営業をかけながら、次の新たな企業誘致に結びつけることができないかというですね、そういうお願いをしてきております。一方では、御存じ、八代・氷川・芦北と定住自立圏構想協定を結んでおりますが、やはり企業の立地条件としては、八代市はですね、優れたものをもっておりますので、あそこにみんなで企業が来るように一緒に取り組んでいこうではないかと、行動していこうではないかという提言を私も会議の場でいたしました。そして、もう高速交通体系が整ってきておりますので、芦北町は住環境をしっかりと整え、あるいは環境を整えることでですね、働く場は八代、住むところは芦北と、そのようなですね、ことにもつなげていけたらいいなという期待をもって取り組んでおるところであります。

地域おこしの協力隊につきましては、まだ協議を終えて、ゴーサインを出したところではありますが、もう少し具体的になってから、議会にも御説明をと思っておりますけれども、早晩、その時期は来るかと思いますが、ただ成功例ばかりじゃなくて、失敗例もございますね。協力隊の方と環境的に対立して、そこを去った方が、その町村の悪口ばかり言っていると。インターネットでですね、弊害もあっておりますので、しっかりとした選考をやって、有意の人材をですね、こっちに参ることができたらなというふうに思います。今、それを担当課で鋭意詰めております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も冒頭申し上げましたように、1年という戦略を策定してですね、まだ結果を望むのではないんだけど、やっぱり大胆な発想の下でやっていく、見直しは見直しとして切り捨てて、新しい結果を求めることをやっぱりやっていくというのがこの事業でありますので、鋭意期待をするものでありますが、子育て環境の充実につきましては、先ほど一般質問でも邑南町の子育ての日本一づくりのほうを言われましたけれども、私もこれにはもう早くからサイトで見たり、またテレビ放映もされましたので、各課の担当課の取組に対して、非常に共感を持ってですね、行きたいなと思っておったところ、文教厚生常任委員会でもですね、行かれたということで、多分参考になられたんじゃないかなというふうに思います。これは教育行政にも重要な位置付けもあると思います。この教育行政法も改正されてですね、教育長の手腕等が非常に発揮される場所でもありますので、独自の教育、特色のある教育という県の教育指針に基づいてどうのこうのだけじゃなくしてですね、そういう義務教育過程でのここの学校にやればいいなという、そういうこともありますので、後で御答弁をいただきますが、実はですね、今日の西日本新聞でですね、飛騨市の入学準備金というのが制度があります。今日は見られていないでしょうね。今日、私、西日本新聞を購読していますので、見たんですけども、

これはもう前からあったそうであります。小中学校、義務教育だけですけれども、全県にですね、以前ならですね、入学時にですね、説明会でこういう制度がありますので手を挙げてくださいという申請書なんかが配布されておると思うんですけど、なかなか今、そういう手を挙げてもらうというのは、しがたい面もありますので、今度はですね、中学校に入学するのはもう分かっていますけれども、中学校に入学する家庭にはですね、申請書を、今日の新聞ですから、12月にもう送られてですね、入学のランドセルの費用に、見事にですね、パーセントが小学校では16.5%だったんですけれども、26.6%に上がっているんですね、申込者が。そして、中学校になると15.5%だったが、倍の32.2%に上がっているんです。110人から190人、中学生が130から218人に急増して、大変喜ばしい、具体的な補助の制度だというふうに思います。だから、やっぱりいろいろ所得の制限とかあるかも知れませんが、こういうことをやっぱりまねをするのは、ちょっと町長もあまり嫌われるようでございますけれども、良いのはですね、やはり取り入れてやらないといけないと思うし、結婚して定住、連れてこられた、地元に住むということを覚悟することができた結婚ならば、やっぱり祝い金を出すなりですね、やっぱり普通の出産には、厚生年金の方はいくらと、また国保ならいくらと決まっておりますけれども、それ以外のやっぱり補助というのは、一番重要なことだと思いますので、いかがでしょうか。来年の予算に対して計上する考えはありませんか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 今、議員がおっしゃられたようなことを、少々同じような意味合いでですね、芦北高校の支援をしております。それは全くそのようなことでですね、就学準備の入学金でありますとか、そのような補助をするというようなことを28年度から始めました。その結果ですね、本年度、来年の3月に試験を受ける予定の方がですね、100人を超えているというようなことでありますので、一昨年から比べると2倍ぐらいの希望者が上がっているというような成果が出ておりますのでですね、これもまた、議員は小学校とおっしゃいましたけれども、芦北町は芦北高校を存続をさせて、1人でも多くの入学者が入ると、1人でも多くの方々が町内に残ってくれるだろうということをイメージしておりますので、それも同じような取り組みじゃないかということで紹介させていただきます。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人のまねをするのは別に嫌いじゃございません。良いことはですね、取り入れて、そして芦北バージョンに切り替えてですね、そしてより精度を高め、またより質の内容の濃いものにして、発信していくという姿勢はですね、い

ささかも変わっておりませんので、今後とも他の先進事例のことを勉強させていただいて、導入できるものは導入していきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 正午になりましたが、会議を続けます。

川尻君。

○12番（川尻成美君） やはり行政が誘導という、助言を行いましてですね、誘導する、そして住民主体がですね、こういうことに取り組むということが一番理想的なまちづくりではないだろうかというふうに思いますので、強い町とは言い難いわけですが、やはり持続性をもった行財政運営に対する、やっぱり住民参加のプロジェクトチーム等をやっぱり早急に立ち上げるほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。検討委員会とかありますけれども、やっぱり検討委員会のメンバーともですね、良い知恵を出せる会議にして、事業が推進しますように願っております。

次に、第2の問題でありますけれども、6月にもう検討に入っているということは、先ほど総務課長のほうが言われたことも含めた中であつたというふうに思います。それは最大限やっぱりするべき準備等の具体策というふうに思いますけれども、やはりこの防災計画に対する町民の声、消防団の活動で今後の具体例、そして自主防災組織も大分増えてきたというふうに思います。また、近々自主防災組織のメンバーも検討会があつたと聞いております。そういうことで、やはりこれはスピーディーに、これだけはやっぱりスピーディーに命を守る、災害が発生したときの手段といいますか、防衛策でもありますので、その点、私この前の自主防災組織の方々ですね、やはり協力、そして訓練等が一番不可欠になるんじゃないかと。あるところでは、自主的にされるところもありますけれども、これが全体に広めなといけないというふうに思いますし、建設課における所管の中で、今、地域の調査、土砂災害に対する調査等も、今度、全戸回られるということで説明をされたんですけども、そういう中でですね、やはりいち早く今年度の改定といいますか、見直しをやっぱり地域住民に周知することが不可欠であろうというふうに思います。そのスピーディーさに対しては、やっぱり町長の叱咤激励、執行部に対するですね、がありますので、町長、お伺いします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） スピード感をもってやらなければいけないということは、もう重々、もう御発言のとおりでございますので、今後とも一層気を引き締めてですね、迅速にこれらの取組に当たってまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これも関係あると思いますけれども、やっぱり木造住宅の耐

震調査制度については、前向きな考えを町長されましたけれども、これも一つの見直しの中に入ってくると思います。そういう、いつ頃、どういうふうな形でなされるのかというのがあると思いますが、経過でもいいですので、御報告いただければと思います。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） これは先立ってありました一般質問でも町長から答弁いたしているところでございますが、29年度からの導入に向けて作業を進めておりますといたしております、今取り組んでいる最中でございます。29年度からの実施を予定しております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。時間がそろそろ参っておりますので、まとめてお願いします。

○12番（川尻成美君） いろいろと提言も申しましたし、答弁もいたしました。その中でやっぱり結果というのは、数字に表れるものでございますので、それは努力の甲斐あったことが結果であります。言うだけならですね、誰でも言えるんですけども、それが実行に移すことが最大の条件であろうかと思います。

最後でありますけれども、本年もあと20日余りとなったわけでございます。12月20日には任期満了によります町長選が告示されますけれども、竹崎町長、新生芦北町誕生から4期目、また通算7期目を目指して立候補される覚悟でございます。今回の私の一般質問は、今後のですね、芦北町のまちづくりの最上位の施策ということを位置付けてもらってですね、覚悟ある施策に取り組んでいただけるものというふうに思います。31年度のこの総合戦略がですね、すべて重要業績評価指数のですね、目標が達成される事業の展開を強く要請をいたしまして、12月定例会、本年最後の質問の締めくくりとさせていただきます。終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 先ほど、福祉課長の答弁に対しまして、私が勘違いしております、3歳までは国でできるというところは撤回しますので、よろしく願います。

○議長（寺本修一君） はい。ただいまの坂本議員の撤回を許可したいと思います。

—————○—————

第4 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第4「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、自席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、自席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生ずる場合は、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

—————○—————

第5 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第7 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第5から日程第8までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

—————○—————

閉会 午後0時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員